

官報

号外

平成十八年十一月七日

○第百六十五回国 衆議院會議録 第十四号

平成十八年十一月七日(火曜日)

平成十八年十一月七日

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

検査官任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

中央労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

検査官任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

中央労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

内閣から、

検査官

地方財政審議会委員

電波監理審議会委員

中央労働委員会委員

労働保険審査会委員

社会保険審査会委員
運輸審議会委員
及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

検査官に伏屋和彦君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

地方財政審議会委員に伊東弘文君及び木内征司君を、

中央労働委員会委員に岩村正彦君、赤塚信雄君、岡部喜代子君、佐藤英善君、柴田和史君、菅野和夫君、曾田多賀君、野崎薫子君、林紀子君、坂東規子君、山川隆一君及び渡辺章君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に柳憲一郎君及び清水夏繪君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

地方財政審議会委員に池ノ内祐司君、木村陽子君及び佐藤信君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

電波監理審議会委員に浮川初子君及び濱田純一君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

中央労働委員会委員に尾木雄君、藤村誠君及び廣見和夫君を、

労働保険審査会委員に平野由美子君を、社会保険審査会委員に高原亮治君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

運輸審議会委員に竹田正興君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣山本有二君。

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸し付けに係る規制及び出資法の上限金利の引き下げ等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、貸金業の適正化を図るため、財産的基礎要件として最低純資産額を五千万円に引き上げること等、参入要件を厳格化するとともに、貸金業協会を内閣総理大臣が認可する制度を設け、その自主規制機能を強化し、広告の適正化や過剰貸し付けの防止等について自主規制規則を制定させ、当局が認可する枠組みを導入すること等としております。また、借り手保護の観点から、貸金業者に対する取り立て規制の強化等の措置を講ずるとともに、新たに業務改善命令を導入すること等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、借り手の返済能力を超えた貸し付けが行われないよう、内閣総理大臣が信用情報機関を指定する制度を創設するとともに、貸金業者が個人向けに貸し付けを行う場合に指定信用情報機関の信用情報を利用して返済能力の調査をすること

を義務づけ、年収の三分の一を超える貸し付けを原則禁止すること等、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、借り手の金利負担の軽減を図るため、貸金業者に適用されてきたいわゆるみなし弁済制度を廃止し、業として行う貸し付けにつき出資法の上限金利を年二・九・二％から年二・〇％に引き下げる等、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、やみ金融に対する罰則を強化するため、年一・〇九・五％を上回る超高金利の貸し付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役五年以下から十年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずることとしております。

第五に、政府は、関係省庁相互間の連携を強化することにより、カウンセリング体制の整備、やみ金融の取り締まりの強化、この法律による改正後の規定の施行状況の検証等、多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととしております。

なお、貸金業制度のあり方や出資法及び利息制限法に基づく金利の規制のあり方について、この法律の施行後二年六月以内に、過剰貸し付けに係る規定等や出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。柴山昌彦君。

(柴山昌彦君登壇)

○柴山昌彦君 自由民主党の柴山昌彦です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。

(拍手)

多重債務問題の解決は、我が国にとって重大かつ緊急の課題であります。テレビをつければ、あるいは町中で、オペレーター役の若い女優やマスコットの動物が登場する消費者金融、いわゆるサラ金の広告が至るところにはびこっています。そして、十日で二割、三割といった法外な高金利の、いわゆるやみ金融のぼっこ、臓器を売ってでも、あるいは死んで保険金で返せなどといった過酷な取り立て、家庭崩壊。私は、東京弁護士会の広報委員として、このような近年急速に深刻さ、悲惨さを増している実情を取材してまいりました。

現在、消費者金融の利用者は約千四百万人、そのうち約二百三十万人が多重債務状態だと言われているとあります。そして、我が国の年間の自殺者数は約三万人ですが、そのうち相当数が多重債務状態に陥っているとも言われております。なぜ、このような悲惨な状況が、特に無担保消費者金融において続いているのでしょうか。そして、国はこれまでどのような対策をとってきたのでしょうか。

金融担当大臣に御説明を求めます。

このような中で、利息制限法で定める一五ないし二〇％の上限金利と、出資法で定めた刑罰金利であり、かつ貸金業法上書面を作成して任意に返済すれば有効となる二・九・二％の上限金利に挟まれたグレーゾーンの存在が、債務者を苦しめるものとして大きくクローズアップされました。

裁判例においては、このグレーゾーンの返済の任意性を厳格に解するものが続出し、ついには、こうした高利息の返済を一回でも怠れば一括して残りの債務を即時に支払わなければならないという当たり前のいわゆる期限の利益喪失約款をもって、特段の事情がない限り返済が任意に行われるものでないと本年一月十三日に最高裁が判示しました。

その結果、二・九・二％という高い金利を容認するこの貸金業法の規定は既に事実上効力を失っており、全国至るところで、既に債務者が支払った利息制限法超過利息の返還訴訟が起きています。既にこうした動きがある中で、今回の改正法案が法文上グレーゾーンを廃止することの意義を金融担当大臣にお伺いします。

一方、例外や特例なく上限金利を利息制限法の水準に引き下げた場合、貸し倒れの危険性の高い消費者金融や事業者が適法に融資を受けられなくなり、かえってやみ金融を増長させかねないですとか、資金調達を初めとするコストや貸し倒れリスクに耐えられない中小の貸金業者が淘汰され、信用収縮、いわゆるクレジットクランチが発生するなどといった懸念も示されています。

自民党においては、ことし五月に金融調査会のもとに貸金業制度等に関する小委員会を設置して以来、関係部会との合同会議も含めて、ほぼ二十回にわたりこの問題を討議しました。消費者問

題、金融問題のエキスパートを初め、多くの議員たちが、ベテランから当選一回の皆さんまで、まさに改革政党の名にふさわしい正々堂々たる議論を繰り広げたのであります。(拍手)

結局、今回の法案では、少額融資の場合に一定の高金利を認める特例を設けることや、利息制限法の上限金利の融資金額による区分の見直しは見送られ、あわせて、これまで金利規制の抜け穴となっていた保証料などについても、利息と合算して上限金利規制の対象とすることになりましたが、こうした金融排除やクレジットクランチの懸念に一体どのように対処していくのか、金融担当大臣にお伺いします。

また、今回の法案では、無登録業者に対する罰則が懲役五年から懲役十年に引き上げられるなど、やみ金融に対する罰則も強化されておりますが、やみ金融に対する取り締まりの強化にどのように取り組んでいくのか、その決意と具体的な取り組みについて国家公安委員長にお伺いします。

さて、こうした対応以外にも、多重債務問題の解決のためには非常に広範な対策が必要です。特に、借入れの額については、債務者ごとの総量規制が不可欠ですし、期間についても、例えばいわゆるリボ契約について規制を設ける必要があります。このほか、貸金業者の登録要件、信用情報機関のあり方、貸し付けの際に業者に課される規制や取り立ての際の規制の強化について、それぞれ改正法でどのような手当てがなされているか、金融担当大臣にお伺いします。

なお、これまで述べてまいりましたそれぞれの対策には、経済や債務者への影響を慎重に考え、一定の経過措置が必要と考えますが、具体的な施行時期、スケジュールについて金融担当大臣の御説明を求めます。

一方、こうした債務者への対策としては、このたび発足した日本司法支援センター、いわゆる法テラスやカウンスリング機関の体制強化が必要であり、あわせて、債務整理等の専門家である弁護士会などの協力を仰ぐことが不可欠となるので、これら関係機関、団体による多重債務者への支援に関して法務大臣のリーダーシップが大いに期待されるところであります。今後どのような取り組みをお考えか、法務大臣にお尋ねいたします。

しかしながら、既に、例えばにせもの的高级時計を情を通じた業者から借りさせて、それを質受けするなど、消費者を食い物にした新たな金融手段が登場しています。こうした行為に対する取り締まりの強化にどのように取り組んでいくのか、国家公安委員長にお尋ねいたします。

また、貸金業者の中には、みずから行う強制執行に用いる公正証書を作成するのに必要な債務者の同意を、委任状を債務者から不当に入手することによって得ることが多く見られています。さらに、債務者の生命保険契約をみずから締結し、保険料の立てかえ払いも行つて、債務者の死亡後、生命保険金をもつて債務の返済に充てさせている例までもが見受けられます。このような状況にどう対応していくのか、金融担当大臣の御所見を伺います。

いずれにせよ、今回の法改正を円滑に施行するとともに、新たな対策を講じ、さらには借り手教育を充実させていくためには、関係省庁が連携して、また官民が一体となつて、総合的で息の長い取り組みを行っていくことが必要です。この作業

では、内閣官房が司令塔となつて省庁横断的な情報収集及び対応を進めていくことが非常に重要だと思ひますが、内閣のかねめである官房長官より、それに向けた御決意をお聞かせください。

最後になりますが、今回の改正内容については、長年にわたり多重債務問題に真摯に取り組んでこられた日本弁護士連合会などの諸団体から、高く評価する旨のコメントが発表されました。安倍総理は、拉致問題に関し、一人の被害者も見捨てることはしないと述べられていますが、多重債務問題で亡くなる方を根絶することも、国を挙げた重要な課題です。一日も早くこの法案を成立させ、国民の期待にこたえることが立法院としての責務であることを強調して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 柴山議員にお答えいたします。

多重債務者問題に関する内閣官房の対応についてお尋ねがございました。

政府といたしましては、多重債務問題の解決に向け、政府を挙げて取り組む決意でございます。

このため、内閣官房に多重債務者対策本部を設置し、改正法の円滑な施行に加え、消費者教育の強化やカウンスリング体制の充実等について、関係省庁が連携して取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 柴山議員にお答えいたします。

多重債務問題への政府のこれまでの対策についてお尋ねがありました。

政府としては、近年、貸金業者による高金利での過剰な貸し付け等により多重債務問題が深刻化しており、その解決が重要な課題となつており、認識しております。こうした認識のもと、政府としては、これまでも、貸金業規制法等関係法令が累次改正される中で、法令に基づいて厳正かつ適切な監督に努めるなど、借り手の保護のための施策の実施に努めてきたところでございます。

今回の改正において、いわゆるグレーゾーン金利を廃止することの意義についてお尋ねがありました。

今回の法案では、多重債務問題を解決するために有効なあらゆる施策を講じることとしており、その重要な施策の一つとして、貸金業法第四十三条に基づきいわゆるグレーゾーン金利を廃止し、出資法の上限金利を二〇％まで引き下げることとしております。これにより、債務者の金利負担が軽減され、多重債務問題の解決に資することとなるものと考えております。

信用収縮などの懸念に対し、どのように対処していくのかのお尋ねがございました。

今回の改正により、新たな多重債務者を発生させない枠組みを構築する必要がありますが、その過程において、現在の借り手が急に返済を迫られ、かえつて生活に悪影響が出るような事態を招かないようにすることも必要であると考えております。こうした点も勘案し、今回の改正におきましては、上限金利引き下げと新たな過剰貸し付け規制の実施までおおむね三年程度の準備期間を設けることとしております。

借入れの額や期間に対する規制など、改正法

上手当てされている施策についてのお尋ねがありました。

今回の改正においては、上限金利の引き下げとあわせて、返済能力を超える借入れが行われないよう、個々の借り手の総借入残高を指定信用情報機関を通じて把握させた上で、総量規制を導入するとともに、いわゆるリボルビング契約の毎月の最低返済額等についての自主規制規則を制定させ、金融庁が認可することとしております。

このほか、貸金業者に対して、純資産要件の引き上げや資格試験の導入など参入要件を厳格化するとともに、日中の執拗な取り立て行為の禁止などの取り立て規制の強化及び事前の書面交付義務など行為規制の強化を行い、多重債務問題の解決に資する総合的な施策を講じることとしております。(拍手)

(国務大臣溝手顕正君登壇)

○国務大臣(溝手顕正君) 柴山議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、やみ金融に対する取り締まりの強化についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、高金利貸し付けや違法な取り立て等、やみ金融事犯については依然として深刻な被害が出ているものと認識しております。

警察では、これまでやみ金融事犯の取り締まりを強力に進めてきたところでありますが、今回の改正を機に、関係機関、団体とも連携しながら、今後、さらに取り締まりを強化し、被害防止に努めるものと承知いたしております。国家公安委員会といたしまして、この問題について警察に寄せられる国民の期待と信頼にこたえることができるよう、その取り組みを督励してまいる所存でございます。

次に、消費者を食い物にした新たな金融手段に対する取り締まり強化の問題であります。

警察は、貴金属や商品券等を利用した金融手段についても、それが実態として高金利の貸金業と認められる場合には、これまでも出資法や貸金業規制法を適用して厳正に対処しているものと承知いたしております。御指摘のような新種の金融手段につきましては、それが違法な行為に該当すれば、警察においても厳正に取り締まりを推進していくものと承知いたしております。(拍手)

(国務大臣長勢基遠君登壇)

○国務大臣(長勢基遠君) 柴山議員にお答え申し上げます。

多重債務者への支援に関する取り組みについてお尋ねがありました。

御指摘の多重債務者への支援については、日本司法支援センターにおいて、法的トラブルを抱えた国民に対する情報提供業務の一環として、多重債務問題などの金銭の借入れに関する法的トラブルの問い合わせを受け付け、破産手続等の法制度に関する情報や多重債務者に対する助言等を行うカウンセリング機関などの相談機関に関する情報を迅速適切に提供しております。

多重債務の問題に適切に対応するためには、御指摘のとおり、弁護士会の協力を得るなど、関係機関、団体との連携協力のもとに司法支援センターの業務が行われる必要があります。このため、司法支援センターにおいては、協議会を開催するなどして、関係機関、団体との連携協力関係を一層深めるよう努めているところであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 北橋健治君。

(北橋健治君登壇)

○北橋健治君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま御提案のありました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問を行うものであります。(拍手)

昨今、自殺される方の数はふえたまま、減少の兆しは一向に見えておりません。一九九八年に自殺者が年二万人台から三万人台に急増して以来、現在に至るまで年間三万人を超える水準に高どまりしたままです。言うまでもなく、自殺は人間の最大の悲劇です。この悲劇がやまないことを、私は悲しみと怒りを持って受けとめてまいります。政府は、自殺者が一向に減少の兆しを見せないことを放置してきた責任があるのではありませんか。

この悲劇の原因の一つが、言うまでもなく多重債務問題であります。消費者金融などによる借金が雪だるま式にふえ、多重債務に陥り、その結果、自己破産や夜逃げ、自殺などに追い込まれる悲惨な事態が目立っております。また、違法なやみ金融に手を出す事例もあり、借り手だけではなく家族らも巻き込んだ重大な社会問題となつていくことは、もはや言うまでもありません。多重債務者人口は二百万人を超えと言われており、消費者金融の潜在的な利用者の約二割にまで陥つていられると言われております。多重債務問題の深刻化を初めとする借金苦の増大については、小泉内閣の経済政策の失敗、その結果によるところが大きいと思ひますが、金融担当大臣の所見があれば、お伺いしておきたいと思ひます。

多重債務が広がる背景には、格差社会がどんどん広がってきている事実があります。今、年収三百万円以下の世帯の数は三割近くに達しております。もう一つ注目すべき数字は、預貯金がゼロの世帯数が二五％になろうとしていることであります。戦後六十年余、世帯数の二割を超えた事例は過去一回しかありません。それは東京オリンピックの前夜で、テレビなど、買物がありました。現在二五％の人の預貯金がゼロであるという実態は、もはや緊急事態ともいふべき深刻な水準であります。

政府は、これまで自由な競争を促進し、豊かな人をふやすことに腐心する余り、この現実から目を背けてきたのではありませんか。政治は、今こそこの現状を正面から受けとめ、有効な手だてを講ずるときであります。

民主党は、これまで、これらの問題を重く受けとめ、出資法の上限金利が著しく高いこと、出資法と利息制限法の上限金利の間にグレーゾーンが存在することなど、制度的な欠陥を是正するために全力を尽くしてまいりました。民主党は、結党翌年の一九九九年の段階で、グレーゾーン金利を解消すべく、出資法の上限金利を現行の利息制限法の上限金利並みに引き下げ、年二〇％を上回る金利は罰則つきで明確に禁止するよう法案を提出したところであります。しかし、当時から政府・与党の協力は全く得られず、民主党案は成立することはありませんでした。その結果、深刻な問題が日本社会に放置されてきたのであります。(拍手)

グレーゾーン金利をめぐっては、消費者金融業者に返還を命じたことし一月の最高裁判決をきつ

かけに、ようやく政府・与党内においても、灰色金利の是正、みなし弁済規定の廃止などの方向で議論が始まりました。当初、自由民主党は、利息制限法の金額刻みの引き上げ、特例高金利の設置を盛り込むことを主張していましたが、自民党のこうした当初の姿勢は到底世論の受け入れられるところとはなりません。最終的に我々民主党の提言に沿った方向で修正され、借り手の自殺を保障事故とする生命保険契約締結の禁止などの改正も盛り込まれました。至極当然のことです。

自殺者が急増し、その背景の一つに格差社会、多重債務問題があることが明らかであった中、民主党は、常にこの間、法改正に向けたメッセージを出し続けてきました。そのような中、今回の法改正がここまでおくれたことは極めて遺憾であります。この間、どれだけ多くの人々があいまいなグレイゾーン金利からくる借金地獄に苦しんだのでありましょうか。何ゆえここまで有効な手だてが打たれなかったのか、その政治責任は重大であります。所見があれば、金融担当大臣及び財務大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

さて、政府・与党が法案作成に戸惑った背景には、関係業界をめぐる政治家の癒着の問題も指摘されております。大手消費者金融に旧大蔵省と財務省の官僚OBが役員や顧問として天下り、現在も在籍していることが報じられております。四社に五人も現在も在籍している事実については、我々も有価証券報告書によって確認することができました。また、日銀のOBも含まれております。監督官庁OBが関連業界である消費者金融会社になお天下りしている事実は、到底看過できません。

ない問題であります。政治家癒着の温床になるような天下りは排除すべしとは、まさに国民の世論ではありませんか。

しかし、こうした流れに逆行して、安倍内閣の動きを見守っておりますと、立件が困難な口きき行為の形式的な禁止と引きかえに、ただでさえ不十分な現行の天下り期間二年間の禁止措置を撤廃する案を検討していると伝えられております。一体、政府は、貸金業等をめぐる政治家の癒着を払拭するためにいかなる対策を講じられるのか、金融担当大臣及び財務大臣の明快な答弁をお伺いしておきたいと思ひます。(拍手)

去る八月五日、福岡県弁護士会の主催で、消費者金融問題等に関する公開シンポジウムが福岡市内で開かれました。この会で、高金利の業者から金を借り、過剰な利息を支払わされるなど、貧困がさらなる貧困を招く構造問題が取り上げられました。また、北九州市でホームレスの自立支援に取り組み団体の代表が、多重債務などでホームレスを余儀なくされた人の多くに働く意思があるというデータを紹介する、そういった報道がございました。

安倍内閣が現在目玉とされております再チャレンジ支援対象には二トなどの若者などが想定されているようですが、こうした事例も重く受けとめ、多重債務などにより生活苦に直面している人にもきめ細かな再チャレンジ策を講ずるべきではないでしょうか。金融担当大臣より明快な答弁を求めます。

次に、制度の枠組みについてお尋ねします。今般の法案において、貸金業の参入条件の厳格化が盛り込まれています。この際、違法意識の低下

い者が貸金業に参入することを防ぐため、貸金業者の登録制度を廃止し、新たに免許制度を設けるべきとの意見もありますが、政府としてはこうした方向はとらないのでしょうか。

さらに、民主党は、違法業者、やみ金融対策として、課徴金適用も視野に入れた行政処分の見直し、罰則の強化等を提言してきました。また、この通常の国会で、政府は金融商品取引法の成立を図りましたが、被害の多い商品先物が対象から外れるなど、中途半端な内容にとどまっております。私たちは、今後の課題として、包括的な金融サービス法の制定、日本版FSA、金融サービス機構の設置など監視行政の強化充実にもあわせて取り組むべきことを主張しております。これらの問題にどう取り組まれるのか、金融担当大臣の答弁を求めます。

消費者金融等の問題は、金融制度や貸金業制度の枠内だけで論じられるものではありません。当然、自己破産制度、生活保護制度の改善などあわせて、新しいヒューマンな社会に向けたビジョンを策定すべきであります。民主党の提言によつて、包括根保証制度が廃止されるなど、この間、前進の動きも見られますが、この際、日本特有の保証人制度について根本から問い直すべきだと考えます。かつて法務省内においても、アメリカの制度を見習って、この制度を見直す動きがあったのでありますけれども、金融担当大臣、法務大臣の明快なる答弁を求めておきたいと思ひます。

次に、業者による貸し過ぎの抑制策について質問いたします。

そもそも貸金業法は、「貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力

又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。」と過剰貸し付けそのものを禁止しております。しかし、条文は全く空洞化をし、行き過ぎた貸し付けが行われているのが実態であります。

過剰貸し付けを抑制するためには、具体的な対策を講じる必要があります。フランスの調査に行かれた法律家のチームは、フランスの社会においては、テレビコマーシャルなど人目に触れるところにはこういった金融の問題は取り上げないという制度があることを報告されております。日本におきましても、無人契約機による契約は、不要な資金の過剰貸し付けにつながるため禁止すべきではないでしょうか。消費者教育、啓発活動への取り組みなど、未然予防策の強化、公正で透明なカウンセリングの抜本的な拡充、信用情報機関の体制整備なども不可欠であります。これらの問題についての取り組みについても、金融担当大臣より答弁をいただきたいと思います。

さて、今年度のノーベル平和賞は、グラミンバンクとその代表であるムハマド・ユヌス氏に授与されました。バングラデシュで貧困に苦しむ農村の女性らを対象に、無担保で少額の信用貸し付けを行い、起業を助けてきました。このグラミン銀行の活動は、社会的活動を目的とした非営利金融であり、民主党は、今回のノーベル平和賞受賞に心から拍手喝采を送りたいと思ひます。そして、多重債務者を増加させてきた安易な営利型貸金業の対極にあるということを強調したいと思ひます。

こうした国際的潮流の中で、日本でも行われて

いるNPOバンクなどの動きを支援していくべきだと思えます。NPOバンクは、市民が資金を出資し合い、それを原資として、一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や社会的課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであります。例えば、新潟では、被災地復興などの活動のためのNPOが設立されております。

しかし、今般の政府案においては、小規模の貸金業者を排除し、法執行体制を強化するための規定を多く設定しているため、結果として必要諸経費がこれまで以上にかかる内容となっております。この法改正の内容は、小規模、非営利でボランティアベースであるからこそ成り立っているNPOバンクが成立できない条件であり、ほとんどのNPOバンクの動きが破綻してしまうのではないかと懸念が指摘されております。非営利性や公益性を求めている現在の貸金業規制法とNPOバンクとは、性質が基本的になじまない部分があります。

政府内には、合併して大きなものをつくればよいというアドバイスがあるやに聞きますが、それは、小規模、非営利のボランティア金融の実態を無視した暴論ではありませんか。貸金業規制法からのNPOバンクの適用除外、あるいは貸金業規制法内でのNPOバンクに対する規制緩和などを講じて、NPOバンクの存続につながる実効ある措置を確立するよう求めます。金融担当大臣より明快なる御所見をいただきたいと思えます。

次に、中小零細企業、自営業者等に対する融資対策について質問いたします。

言うまでもなく、日本経済の屋台骨を支えてきたのは、地方で懸命に努力をされている中小企

業、地場産業であります。そして、零細事業者が、生きていくために万やむを得ず高金利の資金を借り入れている実態を政府はどれだけ知っているでしょうか。悪質な金融業者を排除することは重要であります。中小企業などにとって頼りがいのある事業者金融を同時に育成していくことも不可欠であります。

これまで、民主党は、一貫して中小企業金融の充実強化を訴え、具体的な提案を行ってまいりました。第一に、政府系金融機関が行う融資については個人保証を撤廃すること。第二に、キャッシュフローに重点を置いた中小企業向け金融検査マニュアルをつくり、貸し渋り、貸しはがしを解消させること。第三に、金融機関の地域への寄与度や中小企業に対する融資条件などについて、情報を公開させる地域金融円滑化法を制定すること。こうした提言については、この際、政府としても真摯に取り組んでいただきたいと思えますが、金融担当大臣、財務大臣より明快なる御所見を求めたいと思えます。

結びに、多くの多重債務者を救うために、地方自治体独自の取り組みが進んでいることを強調しておきたいと思えます。九州のある自治体では、司法書士や弁護士などで法曹界の特別のチームをつくっていただき、借金に苦しむ方々の法律相談所を役所に設けて、過払いの取り戻しや返済に関するアドバイスを提供している先進的な試行錯誤が始まっております。私の地元の北九州においても、ぜひともそのような取り組みを進めていきたいと考えておりますが、政府において、既にそのような先進的な取り組みを進めている自治体の動向をしつかりと把握されているでしょうか。そし

て、温かくそれを支援していただきたいと思います。そのことを金融担当大臣に伺いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 北橋議員にお答えする前に、柴山議員の答弁に若干補足をさせていたいただきたいと思えます。

柴山議員から、今回の法案の施行時期等についてお尋ねがありました。

今回の改正のうち、まず、やみ金融等に対する罰則の強化について、公布から一カ月後に施行いたします。その後、取り立て規制の強化、新たな自主規制機関となる貸金業協会の設立などを内容とする規定については、公布から一年以内に施行し、その施行から一年半以内に貸金業務取扱主任者の試験や指定信用情報機関の指定等を実施いたします。また、施行から二年半以内、すなわち公布からおおむね三年を目途に、みなし弁済制度を廃止し、出資法上限金利を引き下げるとともに、新たな過剰貸し付け規制を導入することとしております。

次に、貸金業者による公正証書作成委任状の取得や、債務者への生命保険の付保についてお尋ねがありました。

今回の法案では、公正証書について債務者等がみずから十分な認識を持った上で作成されるよう、公正証書作成に係る委任状の取得を禁止するなど、公正証書作成に関して厳格な規制を導入しております。また、貸金業者が、債務者等の自殺によって保険金が支払われる生命保険契約を締結することを禁止することとしております。

北橋議員にお答えを申し上げます。

多重債務問題の深刻化の要因についてのお尋ねがありました。

政府としては、近年、貸金業者による高金利での過剰な貸し付け等により多重債務問題が深刻化しており、その解決が重要な課題になっていると認識しております。

多重債務問題は、金利負担のほか、返済能力を超える借り入れを行うこと等、さまざまな要因によるものと考えられますが、今回の改正は、上限金利引き下げとともに、返済能力を超える借り入れを防ぐ総量規制の枠組みを導入し、貸金業者に対する参入規制等を強化するなど、多重債務問題解決のため、抜本的かつ総合的な対策を講じるものでございます。

次に、多重債務問題に対するこれまでの施策についてお尋ねがありました。

先ほども申し上げましたとおり、政府は、多重債務問題の解決が重要な課題となっていると認識のもと、これまで、貸金業規制法等関係法令が累次改正される中で、法令に基づいて貸金業者に対する厳正な監督を行うなど、借り手の保護のための施策の実施に努めてきたところであります。今回の改正では、多重債務問題解決のため、さらに抜本的かつ総合的な対策を講じることとしております。

次に、所管する業界へのいわゆる天下りと貸金業等をめぐる政官業の関係についてお尋ねがありました。

国家公務員の再就職のあり方につきましては、現在、政府内で検討中と承知しておりますが、金融庁としましては、権限等を背景とした押しつけ

的な再就職のあつせんは行ふべきではないと考え
ております。また、貸金業者等に国家公務員で
あつた者が再就職することによって行政がゆがめ
られることがあつてはならないのは当然でありま
す。

金融庁としては、今後とも、法令等により公正
かつ透明な行政運営に努めてまいります。

多重債務者に対する再チャレンジ策についてお
尋ねがありました。

今回の改正は、先ほど申し上げましたとおり、
上限金利引き下げとともに、返済能力を超える借
り入れを防ぐ総量規制の枠組みを導入し、貸金業
者に対する参入規制等を強化するなど、多重債務
問題解決のため、抜本的かつ総合的な対策を講じ
るものであります。多重債務に苦しむ方々の再
チャレンジ策としても有効なものと考えておりま
す。

また、内閣官房に設置される予定の多重債務者
対策本部において、カウンセリング体制の充実等
に関係省庁と連携して取り組んでまいりたいと思
へております。

貸金業者の参入規制について免許制度を設ける
べきとお尋ねがありました。

今回の改正案におきましては、貸金業者の参入
については現行どおり登録制とすることとしてお
りますが、登録要件として、純資産額を五千万円
に引き上げることや、試験に合格した貸金業務取
扱主任者の配置を求めるなど、現行法に比べて参
入規制を大幅に厳格化することとしており、これ
らにより貸金業者の適切な業務運営を確保できる
ものと考えております。

行政処分の見直し、罰則強化、監視行政の強化

充実についてのお尋ねがありました。

今回の改正におきましては、違法業者、やみ金
融対策として、無登録営業等の罰則を強化すると
ともに、行政処分や罰則の対象となる取り立て規
制の強化を初めとした行為規制の強化を行い、規
制違反に対して機動的に対処するため、現行の登
録取り消しの処分や業務停止命令に加え、業務改
善命令を導入するなど、きめ細かな監督が可能と
なるような措置を講じております。これらの措置
により、貸金業者の業務の適正な運営が確保され
るものと考えております。

保証人制度の見直しについてお尋ねがありまし
た。

保証は、民法上適法な契約であり、また、債務
者の信用を補充し資金調達を容易にするなど、債
務者にとってメリットがある場合もございます。
したがって、金融庁が各金融機関に対して保証の
利用を一律に禁止するなどの制限を行うことは適
切ではないと考えております。

保証契約の際には、保証人が保証を行うことに
ついての合理性を十分に判断できることが重要で
あり、金融庁といたしまして、各金融機関にお
ける保証徴求の際、説明体制の整備等、適切な業
務運営を行っているかなどにつきまして厳正に検
査監督してまいりたいと考えております。

過剰貸し付けを抑制するためのさまざまな具体
的対策についてお尋ねがありました。

今回の改正では、指定信用情報機関制度の創設
とともに、無人契約機によるものを含め返済能力
を超えた貸し付けを禁止し、違反した場合には行
政処分を科すこととしております。また、消費者
教育の強化やカウンセリング体制の整備につきま

しても、内閣官房に設置される予定の多重債務者
対策本部におきまして、関係省庁と連携して取り
組んでまいりたいと考えております。

NPOバンクの貸金業法上の取り扱いについて
お尋ねがありました。

多重債務問題の解決、借り手の保護の観点か
ら、今回の改正は、原則として、すべての貸金業
者を対象に実施すべきものと考えております。規
制を潜脱する行為を防ぐ観点から、例外的な取り
扱いにつきましては慎重に検討する必要があると
考えております。

中小企業金融の充実強化についてのお尋ねがご
ざいました。

中小零細企業向け貸し出し等につきましては、
その経営実態やキャッシュフローに重点を置いた
金融検査マニュアルの中小企業融資編に基づきま
して、きめ細かい検査に努めているところでござ
います。

また、地域金融円滑化法の御提言でございます
が、金融機関の地域貢献に関する取り組みにつ
きましては、まず、金融機関の自主的な経営判断に
より、自己責任と健全な競争のもとで、地域にお
ける資金仲介機能を発揮していただくことが重要
であると考えております。

次に、地方自治体のカウンセリングの取り組み
についてのお尋ねがありました。

地方自治体の中には、地元の弁護士等と連携し
て、多重債務者に対するカウンセリング活動を行
い、成果を上げているところがあると承知してお
ります。政府といたしましては、こうした取り組
み等も参考にしつつ、カウンセリング体制の充実
を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇)

○国務大臣(尾身幸次君) 北橋議員にお答えをい
たします。

多重債務問題に対するこれまでの施策について
お尋ねがありました。

政府は、多重債務問題の解決が重大な課題と
なっているとの認識のもと、これまでも、貸金業
法等関係法令が改正されるとともに、金融庁にお
いて、現行法令に基づいて貸金業者に対する厳正
な監督を行うなど、借り手の保護のための施策の
実施に努めてきたところであります。さらに、今
回の改正では、多重債務問題解決のため、抜本的
かつ総合的な対策を講じることとして承知して
おります。

公務員の再就職についてお尋ねがありました。

公務員の再就職について、一般論として申し上
げれば、いわゆる天下り問題として国民の批判が
あることを真摯に受けとめ、権限等を背景として
退職者を押しつけるようなことは行ふべきでない
と考えております。また、職員の経験や能力を活
用した再就職の問題は、公務員制度全体にかかわ
るものとして総合的に検討されている課題であ
り、官民の別を問わず、社会全体としていかに人
材を活用していくかという観点も含め、退職管理
の適正化に向けた議論を行っていくことが必要で
はないかと考えています。

いずれにせよ、公務員が再就職したことにより
行政がゆがめられてはならないことは当然であ
り、今後とも、厳正かつ公正な行政が行われるよ
う十分注意してまいる所存であります。

政府系金融機関の融資に係る個人保証の撤廃、

中小企業向けの金融検査マニュアル作成による貸し渋り等の解消、中小企業に対する融資条件等の情報公開制度の創設についてお尋ねがありました。

政府系金融機関として、個人保証や担保に過度に依存せず、経営者の資質や事業の見込み等を評価し、適切に融資判断を行うことは重要と考えております。

こうした認識のもと、政府系金融機関においては、引き続き適切な融資判断に努めるとともに、経営改善貸し付け、いわゆるマル経や新創業融資制度など、個人保証や担保の不要な融資の活用を進めております。また、再チャレンジする起業家の資金調達を支援するための融資の枠組みの創設等を検討しているところであります。

また、中小企業向けの金融検査マニュアル作成による貸し渋り等の解消、中小企業に対する融資条件等の情報公開制度の創設が不可欠なお尋ねについては、先ほど金融担当大臣からお答えしたとおり、金融庁において、きめ細かい検査の実施や、金融機関の自主的な経営判断による資金仲介機能の発揮に向けた取り組みが行われていると承知しております。(拍手)

(国務大臣長勢甚遠君登壇)

○国務大臣(長勢甚遠君) 北橋議員にお答え申し上げます。

保証人制度の見直しについてお尋ねがありました。

保証制度については、かねてより、保証人が過大な責任を負いがちである等の問題が指摘されているところでありますが、一方、例えば、個人が保証人となることを法律上一律に禁止したり、保

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石井啓一君の質疑 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石井啓一君の質疑

証人が主債務者と同一の責任を負う連帯保証制度を廃止するといった強力な規制を行うとすれば、担保に供する財産を有しない中小企業の円滑な資金調達を阻害する等の弊害が生ずるおそれがあります。

そこで、法務省においては、平成十六年、基本的に今申し上げた考え方に立ちつつ、極度額の定めのない根保証契約を無効とする等、保証契約の内容を適正化するための民法改正を行ったほか、できる限り保証に依存しない融資実務を担保制度の面から支えるため、在庫商品や将来の売り掛け債権などの担保化を可能とする法整備を行いました。

法務省としては、これらの法改正の効果を見定めつつ、今後とも、保証制度、担保制度のさらなる改善の要否について、引き続き検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 公明党の石井啓一でございます。私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に関しまして質問をいたします。(拍手)

法案への質問に先立ち、我が国の金融システムに関する課題について質問いたします。

我が国の金利体系は、低金利の銀行貸し出しが多くなる貸出残高を持っている一方で、貸金業者による出資法の上限金利に近い高金利での貸し出しが一定の残高を持ち、その中間の金利での貸し出しが少ないという状況がございます。近年、銀行

のカードローンや銀行系の貸金業者が中間金利での貸し出しを行うようになりましたが、まだまだ残高は少ない状況です。本来、借り手のリスクに応じた多様な金利体系が整備されることが望ましく、政府としてもそのような金利体系の整備を推進すべきと考えますが、金融担当大臣の見解を伺います。

また、我が国の金融機関の与信業務は、いまだ担保や保証人に頼る傾向が強いです。金融機関が目きき能力、リスク評価能力を身につけ、担保や保証人に過度に依存しない融資を行うことが望ましく、政府系金融機関が率先して実行し、民間にも促していくべきと考えます。官房長官並びに金融担当大臣の見解を伺います。

特に、中小企業の経営者には、企業の融資に個人保証を求められる場合が多く、企業破綻した場合の再挑戦が難しい要因となっております。中小企業経営者に個人保証を求めない融資を推進していくべきであります。また、企業破綻して再挑戦に取り組む者への支援では金融支援が重要であり、推進すべきであります。金融担当大臣の見解を伺います。

続いて、法案に関して質問いたします。

今回の改正案は、昭和五十八年に貸金業規制法が制定されて以来の抜本的な改正になります。近年の改正を振り返ると、平成十一年には、商工ローン問題を契機として、出資法の上限金利を四〇・〇〇四％から二九・二％に引き下げ、平成十五年には、やみ金融問題を契機として、貸金業者の登録要件の厳格化、無登録業者に対する規制強化、取り立て規制の強化等を行ったところであります。

私自身も法改正にかかりまして、一定の効果はあったと自負をしておりますけれども、残念ながら対症療法の域を出ず、多重債務者問題が深刻化しております。例えば、自己破産者は平成六年の約四万件から平成十七年には約十八万件になっており、多重債務者の数は約二百万人に上ると言われています。

今回の改正案は、貸金業の適正化、過剰貸し付けの抑制、出資法の上限金利の引き下げとグレーゾーン金利の廃止、やみ金融への罰則強化、政府を挙げた多重債務者問題への取り組み等、貸金業の制度の土台からの抜本的な改革を断行し、新たな多重債務者を生まないことを目指しており、高く評価いたします。については、深刻化している多重債務者問題を抜本的かつ速やかに解決するために、今国会で必ずや本法案を成立させるべきと考えますが、金融担当大臣の決意を伺います。

今回の法案策定に関しては、政府と与党でキャッチボールを重ねながら最終案をまとめました。

政府の当初案では、出資法の上限金利引き下げが公布後四年になり、さらにその後、少額短期の特例金利を最長五年設けることができるとされ、公布から九年かけて金利を適正化する案でありました。また、利息制限法の元本区分を物価水準の上昇に合わせて変更する案でした。その後、政府・与党間の検討、調整を経て、出資法上限金利の引き下げは公布からおおむね三年を目途とすることとし、また、特例金利の設定と利息制限法の元本区分の変更は、いずれも行わないこととした。

一方で、当初案にはなかった、借り手の自殺に

より保険金が支払われることになる生命保険契約の締結禁止や、公正証書に係る委任状取得の禁止を盛り込みました。特に、特例金利を設定しないことと元本区分を変更しないことについては、公明党が強く主張したところであり、自民党の理解を得て最終案としてまとめられたことは、長年、多重債務者問題の解消に取り組んできた弁護士会等の関係者からも高く評価されているところであります。

この経緯につきまして、政府としてはどのような御感想をお持ちか、金融担当大臣にお伺いいたします。

改正案では、出資法の上限金利を二〇%まで引き下げるとともに、貸付総量の規制を導入したことを高く評価いたします。とかく金利に注目が集まりますが、仮に金利ゼロといったとしても、過剰に借り入れれば返済困難に陥ります。多重債務に陥らないためには、金利と貸付総量とともに規制することが重要であります。法案では、指定信用情報機関制度を創設し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備した上で、貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づけ、総借入残高が年収の三分の一を超える貸し付けなど返済能力を超える貸し付けを禁止しており、画期的な対応であります。

一方で、上限金利が下がり、貸付総額に規制が導入されると、リスクの高い借り手の一部が、新たに借り入れられなくなり、やみ金融に向かうのではないかとの懸念も示されております。政府としては、内閣官房に多重債務者対策本部を設置して取り組むと承知しておりますが、金融庁、警察庁、法務省など関係機関が一体となり、徹底し

たやみ金融取り締まりを行うべきと考えます。官房長官に対応を伺います。

また、多重債務に陥る原因の一つには、利息の負担を十分に理解しないまま借り入れを行う消費者の行動もあります。そこで、学校教育の段階や社会人に対して、家計管理や債務管理を含めた金融経済教育を充実させるべきであり、関係機関が連携して取り組むべきと考えます。さらに、多重債務に陥る前の適切な段階での予防力ウンセリング体制の充実や、返済不能に陥った場合にやみ金融などを利用しないような事後力ウンセリング体制の充実が極めて重要になります。それぞれの取り組みについて官房長官に伺います。

安易な借り入れを行う原因の一つには、テレビCMを初めとする過剰な広告宣伝があります。特に若者の場合、テレビCMに出ているだけで安心できると思い込み、預金をおろす感覚で気軽に借りてしまうという傾向があります。テレビCMを全面禁止するといった一律の法規制を課すのは難しいとは思いますが、安易な借り入れを助長するような広告宣伝は抑えるべきであります。政府はこの問題にどのように対処するのか、金融担当大臣に伺います。

緊急に突発的に資金が必要になった際に、貸金業者への借り入れに頼らなくて済むようなセーフティネットの充実も重要です。低所得世帯に対しては、緊急小口資金制度の周知徹底や生活福祉資金の貸し付けを迅速化するとともに、その拡充強化を図るべきであります。また、中小零細事業者に対しては、セーフティネット貸付・保証制度の拡充強化を図るべきであります。官房長官の見解を伺います。

法案には、貸金業制度のあり方と金利規制のあり方について、施行から二年半以内の所要の見直し規定が設けられています。法案では、多重債務者問題の解決のためには一定の信用収縮はやむを得ないという考えですが、不測の急激な、大規模な信用収縮に対応するため等の見直し規定と認識してよいのか、金融担当大臣に伺います。また、その他に想定している場合があれば、あわせて伺います。

結びに当たりまして、多重債務者問題の深刻化を踏まえ、一刻も早い法案成立が強く望まれることを重ねて申し上げまして、私の質問いたします。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 石井議員にお答えいたします。

まず、担保、保証に過度に依存しない融資について、政府系金融機関が率先して実行すべきとお尋ねがありました。

御指摘のように、政府系金融機関として、担保や保証に過度に依存せず、経営者の資質や事業の見込み等を評価し、適切に融資判断を行うことは重要と考えております。

こうした認識のもと、政府系金融機関においては、引き続き適切な融資判断に努めるとともに、担保や保証の不要な融資の活用を進めているほか、再チャレンジする起業家の資金調達を支援するための融資の枠組みの創設等を検討しているところでございます。今後とも、このような取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。次に、やみ金融の取り締まりについてお尋ねがありました。

政府としては、多重債務問題の解決のためには、金利の引き下げや過剰貸し付けの抑制などと並んで、やみ金融の徹底した取り締まりが重要であると考えております。やみ金融の取り締まりについては、内閣官房に設置する予定の多重債務者対策本部において、関係省庁が連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、金融経済教育や力ウンセリング体制の充実についてお尋ねがございました。

多重債務問題の解決に当たっては、借り手の方々にも自覚と計画性を持っていただくことが大事であり、御指摘のように、家計管理や債務管理を含めた金融経済教育への取り組みも重要な課題であると考えています。また、借り手に対する予防的力ウンセリングや事後的力ウンセリング体制の充実も重要な課題であると認識しております。これらの課題についても、内閣官房に設置する予定の多重債務者対策本部において、関係省庁が連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、緊急に資金が必要になった際のセーフティネットの充実についてお尋ねがございました。

都道府県社会福祉協議会が実施している、低所得世帯に対する緊急小口資金を初めとする生活福祉資金の貸し付けについては、制度のさらなる周知徹底と手続の迅速化に努めてまいりたいと思っております。

また、中小零細事業者に関する対応としては、基本的に、高金利による融資に頼らざるを得ない状況となる前の早期の再生や、再チャレンジへの支援が重要であると考えており、今後、こうした観点から検討を進めてまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 借り手のリスクに応じた多様な金利体系の整備についてお尋ねがございました。

金融機関の役割は、適切なリスク管理のもと、資金の仲介者として経済活動に必要な資金を供給していくことにあります。このためには、各金融機関が、みずからの経営判断のもとに、与信先の事業計画、財務状況、返済財源等を的確に把握し、その信用リスクに応じた金利設定等を行うことが重要です。

金融庁といたしましても、各金融機関が、借り手のリスクに応じた多様な金利で貸し出しを行うことにより、金融の円滑化に資することを期待しております。

次に、民間金融機関に対する担保、保証に過度に依存しない融資の促進についてお尋ねがありました。

金融機関が融資を行うに当たっては、貸出先企業の技術力や販売力、成長性等を総合的に勘案し、そのリスクに応じ、適切に融資判断を行うことが重要と考えております。こうした認識のもと、今後とも、民間金融機関に対し、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を促してまいります。

企業破綻して再挑戦に取り組む者への支援についてお尋ねがございました。

事業に失敗した人が再チャレンジを行う上では、金融支援が重要でございます。また、個人保証が障害となっているとの御指摘がございます。

金融庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、個人保証に過度に依存しない融資の推

進が重要と考えているところでございます。また、中小・地域金融機関に対し、事業再生に向けた積極的な取り組みを促進しております。

いずれにいたしましても、再チャレンジ可能な社会の実現に向けた努力を社会全体として行っていくことが肝要であると考えております。

次に、本法案の早期成立についてお尋ねがありました。

今回の改正案には、多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる対策が総合的に盛り込まれております。政府としては、深刻化している多重債務問題の解決を図るため、本法案について、ぜひとも今国会で早期に御審議の上、成立させていただきたいと考えております。

次に、法案策定の経緯に係る感想についてお尋ねがございました。

貸金業制度の改革案につきましては、与党におきまして、これまでのさまざまな御議論を踏まえ、借り手の保護に一層配慮を行う観点から取りまとめられたものと認識しております。今般提出させていただきました法案は、こうした考え方を踏まえ、多重債務問題解決のため、抜本的かつ総合的な施策が盛り込まれているものと考えております。

次に、貸金業者の広告宣伝に対する政府の対応についてお尋ねがございました。

政府としましては、貸金業者による過剰な広告宣伝が安易な借り入れを招き、多重債務者問題の一因になっているとの指摘があることは認識しております。今回の法案では、貸金業協会が広告等の内容、方法、頻度及び審査に関する事項を自主規制規則として定め、これを金融庁が認可する仕

組みを導入することにより、広告の適正化を図ることとしております。

次に、今回の改正における見直し規定についてお尋ねがございました。

今回の改正案におきましては、施行後二年六月以内に所要の見直しを行う旨を規定しておりますが、この規定は、施行後の資金需給の状況その他の経済金融情勢や貸金業者の業務実態などを勘案して、貸金業制度のあり方、出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方について、所要の見直しを行う趣旨で設けたところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 日本共産党を代表して、貸金業法等改正案について質問します。(拍手)

この改正案では、出資法の上限金利を引き下げ、事実上グレーゾーンを撤廃することとしております。これ自体は一步前進であります。しかし、利息制限法をはるかに超える金利を有効とみなす貸金業法を、政府はなぜ長年にわたって放置してきたのでしょうか。その責任は重大です。

サラ金業界は、高金利を手に入れるため、十分な審査もせず、借り手の返済能力を超えた融資を行い、その上、命を担保とする生命保険まで掛けていたのではありません。そのため、深刻な被害が全国に広がりました。年間の自己破産は二十万人、生活苦から命を絶つ人が年に八千人に上っております。

サラ金の被害者やその家族によって、高金利の引き下げを求める切実な訴えが繰り返されてまい

りました。また、グレーゾーン金利を認めない最高裁の判例も出されました。にもかかわらず、政府はなぜ動こうとしなかったのでしょうか。ここまで被害を広げてきた責任をどう感じているのでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

しかも、重大なのは、いよいよ新たな対策をとるといふ段階になって、政府・与党内で、グレーゾーン金利の取り扱いをめぐる大きな揺り戻しが起こったことでもあります。

金融庁の貸金業制度等に関する懇談会では、上限金利を利息制限法の水準に引き下げ、グレーゾーンを廃止することが委員の多数意見であったと報告されていきました。ところが、九月に自民党が発表した法案骨子は、それとは全く違う内容になっていたのであります。そこには、利息制限法を超える高金利を当面残す特例を盛り込み、その上、利息制限法の金利を事実上引き上げる案まで盛り込まれていたのではありません。

本法案では、高金利を認める特例も、利息制限法の金利の変更に盛り込まれておりません。これは、国民の猛烈な批判を浴びて撤回せざるを得なかったからであります。

なぜ、自民党は九月に抜け穴だらけの案を提案したのででしょうか。我が党の調査では、サラ金業界から自民党及び自民党議員への献金など、資金提供は三年間で一千七百十九万円に上っていることが明らかにされました。サラ金業界から、献金を伴う猛烈な巻き返しがあったものではありませんか。

次に、実施時期の問題です。

法案では施行から二年半後とされ、おおむね今後三年間は高金利のグレーゾーンが維持されるこ

となつています。多重債務の被害が人の命にかかわる深刻な問題であることを考えれば、直ちに引き下げるべきではありませんか。

日賦貸金業者及び電話担保融資の特例も、即刻廃止すべきであります。これも三年間据え置くというのでは、法律の知識のない利用者の金利被害を放置することになります。直ちに実施することを求めます。

次は、現行の利息制限法の上限金利の問題です。

一五%から二〇%という金利は、そもそも戦後の市場金利が高かつた時期に定められたものであります。現在のように市場金利が非常に低い時期に、なぜこのような高い上限金利を維持する必要があるのでしょうか。

今、大手銀行はサラ金業者と提携し、利息制限法の枠内で消費者ローンを急速にふやしております。仮に、金利一八%をサラ金業者と折半すれば、銀行には九%の金利が入ります。現に銀行は、これまで低金利で融資をしてきた利用者に対して消費者ローンを利用するよう誘導しており、それによって巨額の利益を得ているのであります。

この利息制限法の上限金利についても検討を加え、多重債務を引き起こさない適正な金利に引き下げるべきではありませんか。

以上で質問を終わります。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)
○国務大臣(山本有二君) 佐々木議員にお答えをいたします。

多重債務問題へのこれまでの政府の対応について

てお尋ねがありました。

政府としましては、近年、貸金業者による高金利での過剰な貸し付け等により多重債務問題が深刻化しており、その解決が重要な課題になつていると認識しております。

こうした認識のもと、政府といたしましては、これまで、貸金業規制法等関係法令が累次改正される中で、借り手の保護のための施策の実施に努めてきたところでございますが、今回の改正におきましては、上限金利引き下げとともに、返済能力を超える借り入れを防ぐ総量規制の枠組みを導入するなど、多重債務問題の解決のために総合的かつ抜本的な対策を講ずることとしております。

次に、グレーゾーン金利の取り扱い等、法案作成の経緯についてお尋ねがございました。

貸金業制度の改革案につきましては、与党において、これまでのさまざまな御議論を踏まえ、借り手の保護に一層配慮を行う観点から取りまとめられたものと認識しております。今般提出させていただきました法案は、こうした考え方を踏まえ、多重債務問題の解決のため、抜本的かつ総合的な施策を盛り込んだものと考えております。

次に、いわゆるグレーゾーン金利及び日賦貸金業者、電話担保金融に係る特例金利の廃止の実施時期についてお尋ねがございました。

今回の改正は、現在の借り手に大きな影響を与える可能性があることを踏まえ、急激な貸し渋りや貸しはがしによる家計や企業へのダメージを防ぎ、現在の借り手が無理のないペースで返済できるようにする等の観点から、いわゆるグレーゾー

ン金利及び日賦貸金業者、電話担保金融に係る特例金利の廃止等の措置まで公布後おおむね三年間の準備期間を設けることとしております。

次に、利息制限法の上限金利についてお尋ねがありました。

今回の改正では、貸金業者の実質的な上限金利を、出資法の上限金利であります二九・二%から利息制限法の上限金利である一五から二〇%まで大幅に引き下げることを踏まえ、現行利息制限法の一五から二〇%という水準自体は据え置くこととしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

○重野安正君 社会民主党・市民連合を代表し、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

第一は、出資法の上限金利の引き下げ、みなし弁済の廃止の施行時期が経過措置を含め最大三年半もかかることについてであります。

上限金利の引き下げは本体施行と同時に実施すべきだと考えますが、政府はなぜ、これまで多重債務者、自己破産者、自殺者など被害を広げてきた高金利を三年半にもわたり温存させるのでありましようか。また、今後、みなし弁済規定の法的な位置づけはどう変化し、貸金業者、消費者にどのような影響が出るとお考えでしょうか。

日賦貸金業特例については即刻廃止すべきであります。債務者が支払う脱法的な保証金は利息とみなす規定も直ちに施行すべきであります。

第二に、見直し規定についてであります。施行から二年半以内に総量規制や金利規制のあり方について検討し、見直しをするとしていますが、この間、金融庁が示してきた高金利への抜け道となる少額短期特例高金利、実質金利引き上げにながるような金額刻みの復活は絶対に許されません。金利の見直しについての考えを伺います。

第三に、多重債務者への相談体制の強化と公的なセーフティーネット貸し付けの充実についてであります。

消費者金融の利用者の年収は三百万円未満が約三分の一を占めていることから、行政による低所得者層への支援対策として、生活福祉資金貸付制度の拡充、低利融資や社会保険などセーフティーネットを整備拡充することが急務であります。同時に、景気回復の恩恵が届いていない中小零細企業向けのセーフティーネット保証・貸付制度の充実も必要であります。

多重債務者に対する相談体制の強化とともに、二十歳代の新規利用者が四割もいる現状から、クレジット、サラ金被害の未然防止に向けた消費者教育の充実をどう図っていくのかお伺いいたします。

第四に、政府は、多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならぬとありますが、その実効性はどのように確保されるのでありましようか。また、貸金業協会に対しては、自主規制ルールの実効性や公的な中立性をどのように確保していくのか求めなければなりません。

本改正案の目的は、多重債務者問題の解決と救

済、弱い立場に置かれた消費者の権利擁護であります。その根本である上限金利の引き下げとみなし弁済規定の廃止の早期実施を求めるとともに、やみ金対策の強化、多重債務者に対する相談体制と公的支援の拡充、将来の貸出金利の引き下げを強く訴え、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇)

○国務大臣(山本有二君) 重野議員にお答えいたします。

上限金利の引き下げやみなし弁済の廃止及び日賦貸金業者に係る金利や保証料の規定についてお尋ねがございました。

今回の改正では、いわゆるみなし弁済制度を廃止し、出資法の上限金利を二〇％まで引き下げるとともに、保証料を利息と合算して上限金利規制の対象とする等の措置を講じております。これらの措置により、現在の借り手に大きな影響を与える可能性のあることを踏まえ、急激な貸し渋りや貸しはがしによる家計や企業へのダメージを防ぎ、現在の借り手が無理のないペースで返済できるようにする等の観点から、上限金利の引き下げ等の措置まで公布後おおむね三年の準備期間を設けることとしております。

次に、今回の改正における見直し規定についてお尋ねがございました。

今回の改正案におきましては、施行後二年六月以内に所要の見直しを行う旨を規定しておりますが、この規定は、特定の施策や方向性を念頭に置いたものではなく、施行後の資金需給の状況その他の経済金融情勢や貸金業者の業務実態などを勘案して、貸金業制度のあり方、出資法及び利息制限法に基づく金利規制のあり方につきまして所要

の見直しを行う趣旨で設けたものでございます。

次に、多重債務者への相談体制の強化、公的セーフティーネット貸し付け等の充実、消費者教育の充実についてお尋ねがございました。

多重債務問題の解決に当たりましては、借り手に対するカウンスリング体制の充実、公的なセーフティーネットの充実に加え、金融経済教育の取り組みも重要な課題であると考えております。これらの課題につきましては、内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして、関係省庁と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、政府の多重債務問題の解決に資する施策及び貸金業協会についてお尋ねがございました。内閣官房に設置される予定の多重債務者対策本部におきまして、関係省庁が連携して多重債務問題の解決に取り組んでいくこととしております。

また、貸金業協会を認可法人とし、貸金業協会の定める自主規制ルールを、金融庁が認可する枠組みを導入することによりまして、自主規制ルールの実効性や中立性を確保することとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

出席国務大臣

総務大臣	菅 義偉君
法務大臣	長 勢 甚遠君
財務大臣	尾 身 幸次君
厚生労働大臣	柳 澤 伯夫君
国土交通大臣	冬 柴 鐵三君
環境大臣	若 林 正俊君
国務大臣	塩 崎 恭久君
国務大臣	溝 手 顕正君
国務大臣	山 本 有 二 君

出席副大臣

内閣府副大臣	渡 辺 喜美君
--------	---------

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	萩生田光一君	補欠	山本ともひろ君
	渡部 篤君		西本 勝子君
	西村智奈美君		三日月大造君
	江田 康幸君		古屋 範子君
	山本ともひろ君		松本 洋平君
	安住 淳君		鈴木 克昌君
	西本 勝子君		飯島 夕雁君
	飯島 夕雁君		渡部 篤君
	松本 洋平君		萩生田光一君
	鈴木 克昌君		安住 淳君
	三日月大造君		西村智奈美君
	古屋 範子君		江田 康幸君

安全保障委員

辞任	安次富 修君	補欠	富岡 勉君
	高木 毅君		井上 信治君
	仲村 正治君		若宮 健嗣君
	宮路 和明君		馳 浩君
	山崎 拓君		原田 義昭君
	神風 英男君		小宮山泰子君
	辻元 清美君		保坂 展人君
	井上 信治君		中根 一幸君
	若宮 健嗣君		土井 真樹君
	土井 真樹君		仲村 正治君
	富岡 勉君		安次富 修君
	中根 一幸君		高木 毅君
	馳 浩君		宮路 和明君
	原田 義昭君		山崎 拓君
	小宮山泰子君		神風 英男君
	保坂 展人君		辻元 清美君

議院運営委員

辞任	亀岡 偉民君	補欠	松本 文明君
	萩生田光一君		石原 宏高君
	若宮 健嗣君		鈴木 馨祐君
	石原 宏高君		萩生田光一君
	鈴木 馨祐君		若宮 健嗣君
	松本 文明君		亀岡 偉民君

(理事補欠選任)

一、去る二日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小坂 憲次君(理事齊藤斗志二君去る十月三日委員辞任につきその補欠)

理事 谷 公一君(理事原田令嗣君去る十月三日委員辞任につきその補欠)

理事 平井たくや君 (理事三ツ矢憲生君去る
二日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

平 将明君 富岡 勉君

長島 忠美君 龜岡 偉民君

馳 浩君 北村 茂男君

龜岡 偉民君 長島 忠美君

北村 茂男君 馳 浩君

富岡 勉君 平 将明君

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

葉梨 康弘君 清水鴻一郎君

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

補欠

大村 秀章君 新藤 義孝君

棚橋 泰文君 大塚 高司君

中野 正志君 小野寺五典君

藤井 勇治君 清水清一郎君

二田 孝治君 竹本 直一君

山崎 拓君 原田 義昭君

辻元 清美君 阿部 知子君

小野寺五典君 中野 正志君

大塚 高司君 棚橋 泰文君

清水清一郎君 藤井 勇治君

新藤 義孝君 大村 秀章君

竹本 直一君 二田 孝治君

原田 義昭君 山崎 拓君

阿部 知子君 辻元 清美君

教育基本法に関する特別委員

辞任

補欠

中山 成彬君 藤田 幹雄君

西川 京子君 安井潤一郎君

森 喜朗君 北村 茂男君

渡部 篤君 福岡 資麿君

北神 圭朗君 逢坂 誠二君

西村智奈美君 郡 和子君

古本伸一郎君 岩國 哲人君

横山 北斗君 松本 剛明君

保坂 展人君 日森 文尋君

逢坂 誠二君 柚木 道義君

石関 貴史君 石関 貴史君

北村 茂男君 森 喜朗君

福岡 資麿君 渡部 篤君

藤田 幹雄君 中山 成彬君

安井潤一郎君 西川 京子君

岩國 哲人君 古本伸一郎君

太田 和美君 北神 圭朗君

郡 和子君 西村智奈美君

松本 剛明君 横山 北斗君

日森 文尋君 保坂 展人君

一、昨六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

清水鴻一郎君 葉梨 康弘君

教育基本法に関する特別委員

辞任

補欠

井脇ノブ子君 橋本 岳君

稲田 朋美君 石原 宏高君

猪口 邦子君

大島 理森君

海部 俊樹君

佐藤 剛男君

中山 成彬君

西川 京子君

森 喜朗君

やまぎわ大志郎君

渡部 篤君

土肥 隆一君

野田 佳彦君

横山 北斗君

保坂 展人君

石原 宏高君

小里 泰弘君

金子善次郎君

平 将明君

原田 憲治君

松原 仁君

越智 隆雄君

木挽 司君

矢野 隆司君

坂井 学君

林 潤君

藤田 幹雄君

赤池 誠章君

宇野 治君

大塚 拓君

篠田 陽介君

杉村 太蔵君

土井 亨君

橋本 岳君

平口 洋君

原田 憲治君

赤池 誠章君

金子善次郎君

平 将明君

松本 文明君

松浪 健太君

土井 亨君

御法川信英君

小里 泰弘君

小宮山泰子君

松原 仁君

武正 公一君

重野 安正君

越智 隆雄君

杉村 太蔵君

矢野 隆司君

大塚 拓君

木挽 司君

菊田真紀子君

坂井 学君

林 潤君

藤田 幹雄君

篠田 陽介君

平口 洋君

宇野 治君

大島 理森君

海部 俊樹君

佐藤 剛男君

稲田 朋美君

渡部 篤君

森 喜朗君

井脇ノブ子君

猪口 邦子君

松浪 健太君

松本 文明君

御法川信英君

菊田真紀子君

小宮山泰子君

武正 公一君

重野 安正君

保坂 展人君

横山 北斗君

土肥 隆一君

野田 佳彦君

やまぎわ大志郎君

中山 成彬君

西川 京子君

(議案提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方分権改革推進法案(内閣提出第九号)

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇〇二年九月十七日に平壤宣言に合意した時点での北朝鮮の核開発を巡る外務省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員の在勤手当についての有識者の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員の手当に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核保有を巡る政府の憲法解釈に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

竹島への日本国民の渡航に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

政官関係を巡る外務審議官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員保坂展人君提出「JR赤羽駅西口地区（第二期）市街地再開発に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問に対する答弁書」

衆議院議員笹木竜三君提出「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員滝実君提出「朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問に対する答弁書」

衆議院議員村井宗明君提出「国道八号線バイパス

沿い（富山市・射水市・高岡市）の市街化調整区域における外国人中古車販売店に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君提出「米海軍佐世保基地の弾薬補給所（前畑弾薬庫）で発生した火災の対応措置に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員江田憲司君提出「ホワイトハウス型の官邸に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員江田憲司君提出「北朝鮮の核実験に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「竹島への日本国民の渡航に関する再質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問に対する答弁書」

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省による報道関係者に対するいわゆる『出入り禁止』に関する質問に対する答弁書」

平成十八年十月二十四日提出
質問 第一一二二号

JR赤羽駅西口地区（第二期）市街地再開発に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

JR赤羽駅西口地区（第二期）市街地再開発に関する質問主意書

政府は、財政投融資資金をもとにして、数々の事業に資金を拠出している。

しかし、次の事項について不可解な点があると思われる。

旧住宅・都市整備公団（現都市再生機構）が東京都北区のJR赤羽駅西口地区再開発の第二期として事業認可を受けたのは、一九九〇年（平成二年）七月のことだった。それから五年後の一九九五年（平成七年）十一月、商業施設と一八階建ての住宅棟の第二街区、さらに一一階建ての第三街区は主にスーパーマーケットのイトーヨーカ堂が入る施設として竣工した。（第一街区は、第一期として既設）

しかし、同地に住んでいた旧住民（権利者）から不満の声が絶えずあがっている。実際に権利者だった親が亡くなり、相続しようとしたら、とてもないところまで専有面積に入っており、途方もない相続税を取られたという苦情が届いている。その矛盾はどこから派生しているのか。以下、主に第三街区（イトーヨーカ堂施設）に沿って、都市再生機構に対しては、一般会計から補助金が交付されていることを踏まえ、また、財政投融資資金をもとにした事業の公共性・公益性の確認のために、政府に対して質問する。

（一）
① 一九九二年（平成四年）一月一〇日は権利変

換期日だったが、その日に結ばれた権利内容

と、同九五年（平成七年）十一月一〇日、竣工されたときの権利内容が異なっている。これは何を意味するのか。

② 第三街区における権利変換の対象となる面積は、どれだけ広さであるのか。

③ 竣工後、登記がされているが、この際の共有面積、専有面積を分ける方法はどのようにしたのか。

（二）事業計画の変更について

① 一九九一年（平成三年）、当初の事業計画が変更になったが、事業計画の変更はなぜ必要になったのか。またその理由は何かだったのか。

② 当初の事業計画、ならびに変更後の再開発事業費はどのような額であるのか。

（三）保留床と子会社の管理事務所について

① 保留床の処分金が大きく変更になったと聞くが、具体的にどれほどの額で、なぜ、それが必要になったのか。

② 保留床は現在、どのような権利状態にあるのか。

③ （株）新都市ライフ（旧（株）都市再開発）は機構の子会社であるが、具体的にどれだけの株式を機構は保持しているのか。

④ （株）新都市ライフには機構を退職した者が、何名再雇用されているのか。

⑤ （株）新都市ライフでは、赤羽西口再開発後

の管理業務を一手に引き受けていると聞くが、具体的な業務の内容、年間予算はいかほどなのか。

⑥ 第三街区における所有権の四一％が(株)新都市ライフのもとと聞くが、どのような経緯で同社の所有になったのか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一一二号
平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員保坂展人君提出JR赤羽駅西口地区(第二期)市街地再開発に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員保坂展人君提出JR赤羽駅西口地区(第二期)市街地再開発に関する質問に対する答弁書

(一)の①について

住宅・都市整備公団(現在は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。))が施行した東京都計画事業赤羽駅西口地区第一種市街地再開発事業(第二期)(以下「本件事業」という。))について、機構から聴取したところによれば、平成三年十二月に認可を受けた権利変換計画(以下「権利変換計画」という。))の定めるところに従い、平成七年十二月に施設建築物についての登記の申請がなされたとのことである。

(一)の②について

機構から聴取したところによれば、本件事業に係る第三街区の施設建築物について、専有部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第二条第三項に規定する「専有部分」という。以下同じ。))のうち権利変換により取得された部分の面積(共有に係るものにあつては、当該面積に持分割合を乗じたもの)の合計は、二万四千五百一十一・八七平方メートルであるとのことである。このほか、権利変換により、施設建築物の共用部分(同法第二条第四項に規定する「共用部分」という。以下同じ。))の共有持分が取得されているとのことである。

(一)の③について

機構から聴取したところによれば、本件事業に係る施設建築物については、共用部分及び共有する旨の申出又は同意があつた専有部分を共有するものとして権利変換計画に定めるところに従い、登記の申請がなされたとのことである。

(二)の①について

お尋ねの事業計画の変更は、事業施行期間の延長、事業費の増加等によるものであると承知している。

(二)の②について

本件事業に係る当初の事業計画における事業費は、五百四十一億六千三百万円であり、変更後の事業計画における事業費は、七百五十三億三千四百万円であると承知している。

(三)の①について

本件事業に係る当初の事業計画における保留床処分金は、百八十八億九千三百万円であり、変更後の事業計画における保留床処分金は、三百八十五億六千三百万円であると承知している。その変更は、本件事業の施行地区外への転出を希望する者が増えたこと及び事業費が増額したことによるものであると承知している。

(三)の②について

機構から聴取したところによれば、本件事業に係る第三街区の施設建築物におけるお尋ねの保留床について、株式会社新都市ライフ(以下「新都市ライフ」という。))及び財団法人北区まちづくり公社が所有する部分を除き、現在の権利関係については承知していないとのことである。

(三)の③について

平成十八年三月末日において、機構は、新都市ライフの株式の約五十一パーセントを保有していると承知している。

(三)の④について

機構から聴取したところによれば、平成十八年三月末日において、新都市ライフには、機構を退職した者が二十八名いるとのことである。

(三)の⑤について

機構から聴取したところによれば、本件事業に係る施設建築物における新都市ライフの管理業務の具体的な内容は、当該施設建築物の管理

組合から受託している共用部分の管理並びに北区から受託している文化センターの清掃及び設備の管理であるとのことである。また、これらの業務に係る平成十八年度の総受託額は約一億七千三百万円であるとのことである。

(三)の⑥について

機構から聴取したところによれば、新都市ライフは、本件事業に係る第三街区の施設建築物について、自らが使用している権利変換により取得した部分のほか、大型店舗となつている地下一階から地上六階までの部分及び地下一階の一区画の部分を地域住民の利便のための店舗の賃貸事業のために取得したとのことである。

なお、新都市ライフが、約四十一パーセントの共有持分を有するのは、右大型店舗となつている部分であるとのことである。

平成十八年十月二十四日提出
質問 第一一三 号

温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問主意書

一 二〇〇六年十月十三日付産経新聞は「予定調和外交」から脱皮」と題する日中首脳会談についての検証記事を掲載しているが、その中で、

官 報 (号 外)

「八日夕、温家宝首相主催の晩餐会の直前。胡锦涛国家主席らとの一連の会談を終え、人民大会堂内の一室でひと息ついていた首相の表情がサツと険しくなった。

外務省高官が「中国側の意向」として、あいさつの修正を求めてきたのだ。

『なぜ私のあいさつの内容を中国側が知っているんだ?』。首相の問いに高官は押し黙った。『こちらは温首相のあいさつを把握しているのか?』。答えはなかった。相手の機嫌を損なわないことを最重視してきた外務省の『外交術』がかいま見えた瞬間だった。

『それではあいさつはできないな』。首相の一言に高官らは狼狽したが、首相は頑として譲らず、あいさつはキャンセルとなった。

この記述があることを外務省は承知しているか。

二 二〇〇六年十月八日に温家宝中国首相が主催した晩餐会(以下、「晩餐会」という。)において、当初、安倍総理のあいさつが予定されていたか。

三 「晩餐会」において総理のあいさつが中止されたならば、その経緯と理由について説明されたか。

四 外務省関係者が中国側に「晩餐会」における総理のあいさつ案文を事前に提供、又は提示した事実があるか。

五 中国側が総理あいさつ案文のどの部分の修正

を求めてきたのか。

六 中国側の要請にもとづき、あいさつ案文の修正を外務省高官が安倍総理に求めたという事実があるか。

七 外務省は温家宝首相の「晩餐会」におけるあいさつ案文を事前に入手していたか。

八 「晩餐会」における総理あいさつをめぐる外務省の対応は適切だったか。

内閣衆質一六五第一一三号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出温家宝中国首相が主催した晩餐会における安倍総理あいさつの中止に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

二から七までについて

外交上の個別のやりとりについて明らかにすることは差し控えるが、温家宝國務院総理主催の晩餐会においてスピーチを行うかどうかにつ

いて、日本側より中国側に照会したところ、中国側より、儀礼上の接遇の簡素化の結果、晩餐会でのスピーチは現在行っていないとの回答があった。

八について

外務省として、お尋ねの対応は、適切であったと考えている。

平成十八年十月二十四日提出
質問 第一一四号

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第七〇号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、外務省が袴田茂樹青山学院大学教授からプーチン露大統領の発言に関する情報を得た状況について、「平成十八年九月十日、ロシア連邦モスクワ市において、在ロシア連邦日本国大使館館員が御指摘の教授から口頭で説明を受けた。」という事実が明らかにしたが、この会見は袴田教授、外務省のいずれの側の発案で行われたものか。

二 袴田教授からの報告は公電で外務省に報告されたか。報告されたならば当該公電が外務本省

に到着した日、時、分を明らかにされたい。右公電には秘密指定がなされていたか。

三 袴田教授がヴァルダイ会議に出席するためにモスクワを訪れることについて、外務本省は公電もしくは事務連絡で在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)に連絡したか。連絡したならば、当該公電もしくは事務連絡が「大使館」に到着した日、時、分を明らかにされたい。右公電もしくは事務連絡には秘密指定がなされていたか。

四 一の会見の際、飲食を伴ったか。伴ったとするならば、それは公費により支弁されたか。右質問する。

内閣衆質一六五第一一四号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する第三回質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「会見」は、御指摘の教授からの連絡を受けて行われた。

二について

御指摘の報告は公電でなされており、平成十八年九月十日午後十時二十三分に外務本省において受信した。この公電には秘密指定はなされていない。

三について

御指摘の連絡は行われた。秘密指定がなされているこの連絡については、平成十八年八月二十九日に在ロシア連邦日本国大使館において受信しているが、お尋ねの到着時刻を明らかにすることは、秘密保全の体制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の「会見」は、飲食を伴っていない。

平成十八年十月二十四日提出
質問 第一一五号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

提出者 笹木 竜三

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、以下質問する。

一 機構に関し、

1 「庁」のままでは業務等へどのような支障をきたすのか、防衛庁を省に移行することで、

どのように改善するのか、具体的な内容を明らかにされたい。また、省に移行することの具体的な必要性、意義及び効果についても併せて明らかにされたい。

2 諸外国は「戦力」である「軍隊」を管理する組織を「省」としているが、我が国では憲法上の「戦力」とは位置付けられていない自衛隊を管理するため、あえて「庁」としていたものと考えるが、現在まで「庁」とされていた理由は何か。

3 「省」に移行した場合、組織も諸外国と同様の扱いになるものと考えているが、「省」にするごとに憲法上の問題はないか。

4 防衛庁が内閣府の外局から外れることによる内部統制上の変更はあるのか。

5 内閣府は、内閣の補助部局として総合調整権限を有しているが、省移行により、位置付けの変更はあるのか。

6 「内閣の首長」としての内閣総理大臣と「内閣府の長」としての内閣総理大臣は切り分けられるものとされているが、それぞれの立場は、どのような考えに基づいて用いられてきたのか、事例に則して明らかにされたい。

7 自衛隊法第八条の内閣総理大臣の防衛庁長官に対する指揮監督が削除されているが、これによってシベリアン・コントロールに実質的な変更があるのか。

8 省移行により、国の防衛は当然だが、安全保障全体や危機管理問題の主任大臣はどが担うことになるのか。

9 自衛隊法第八〇条の海上保安庁の統制について、防衛大臣の統制下に入れることができることとした理由を明らかにされたい。各省並びの省の大臣が、他省の組織を統制下に置くことについて、問題はないのか。

10 北朝鮮の核実験宣言という、我が国の安全保障に大きく影響を及ぼす状況変化があったにもかかわらず、防衛庁長官が不在で危機管理上の問題が指摘されたが、省移行によって、この態勢は改善されるのか。

11 省移行及び防衛施設庁の統廃合などにより、定員、装備、予算はどのように変わるのか。

12 省移行により、防衛参事官の設置趣旨に変更は生じるのか。

13 省移行により、シベリアン・コントロールに資する政治任用職を増やすことは考えないのか。

14 弾道ミサイル着弾に際しての国民保護について、省移行により、手続き上の改善は図られるのか。

15 これまで自衛隊が海外に展開する際、テロ特措法、イラク特措法など、シベリアン・コントロールを徹底していく立場からは問題のある法律の制定を次々と強行する一方、防衛庁は説明責任を果たしてきていない。省移行により、国会に対する説明責任は改善されるのか。

16 日米物品役務相互提供協定(ACSA)の「付表2」により、自衛隊の物品・役務の提供は国内法上の根拠がある場合に限り行われるが、協定第一二条三項ただし書により、「この協定の付表2は、両当事国政府の合意により、この協定を改正することなく修正することができる。」とされているため、あたかも「交換公文で法律を追加すれば世界中で自衛隊は米軍の後方支援ができる」ように読める。新法のあり様によつては、国会のシベリアン・コントロールを侵すのではないかとの懸念もある。省移行後、ACSAとの関係で、どのような新法を想定しているのか。

1 自衛隊に関する不祥事が後を絶たない。防衛施設庁の入札談合事件、海上自衛隊を中心とする薬物事案、インターネットを通じた情報流出事案、海外への無断渡航、陸上自衛隊第四戦車大隊における小銃等紛失事案、海上自衛隊大湊地方隊におけるミサイル艇からの機関砲誤射事案など様々な不祥事が発生し、自衛隊員の倫理感が著しく低下している。これらの不祥事に対する関係者の処分及び対応、防止策に関する考え方を事案に即して明らかにされたい。

2 組織として、隊員の綱紀粛正に万全を期す

官 報 (号 外)

ることが先だと考えるが、あえてこの時期に本法律案を提出した理由は何か。防衛施設庁の入札談合不祥事にけじめが付かない中で、省移行は、焼け太りになるのではないかと。 3 省移行に際し、同様の事案を繰り返さないため、防衛施設庁についても組織、業務の抜本的な変革が必要であると考え、本法律案では、附則第九条で二〇〇七年度の廃止、防衛省本省への統合及び体制を整備する旨の規定に留まっている。省移行と防衛施設庁解体の法律案を別々に提出する理由は何か。 三 自衛隊の運用に関し、 1 省移行により自衛隊の運用管理に変更はあるのか、また変更がある場合の詳細についても明らかにされたい。 2 自衛隊員の採用時の服務宣言について、これまで自衛隊の主たる任務は「我が国の防衛」や「公共の秩序の維持」であったが、国際平和協力活動などの任務が加わった場合、隊員の服務宣言の内容に変更はあるのか。 3 テロ特措法に基づく自衛隊派遣のように、一人の隊員が複数回派遣されるケースがあるが、国際平和協力活動の本来任務化に伴い、現場で任務にあっている隊員の負担に変更はあるのか。 4 省移行により、若年定年退職者給付金制度や現役自衛官の勤務の強度・困難性によって支給される手当の見直しを想定しているのか。	か。 四 本来任務化に関し、 1 自衛隊の「付随的任務」は「任務遂行に支障を生じない限度」において行うとされるが、PKO活動、国際緊急援助等において、関係省庁やNGOやNPOなどとの協力のあり方はどのようなものか。 2 在外邦人等の輸送や、法制定時よりあった機雷除去等をも本来任務化し、公共の秩序の維持として位置づけるのはなぜか。 3 周辺事態における後方地域支援等や国際平和協力活動が本来任務とされているが、法改正による任務の性格の変更はあるのか。 4 本来任務化により、国際平和協力活動における装備はどうなるのか。 5 我が国の防衛上、本来重要な任務であるはずの「警戒監視活動」が、本法律案でも「調査研究」の位置付けのままになっているが、変更はないのか。 6 北朝鮮による地下核実験問題や弾道ミサイル発射問題など、地域の平和と安全が脅かされている状況にもかかわらず、テロ特措法に基づいて、給油のため、インド洋等へ自衛隊の艦船を派遣している。省移行に伴い、海外における活動と自国の安全保障の判断の切り分けはどうなるのか。 7 テロ特措法やイラク特措法による自衛隊派遣は、国連決議に基づかない活動に我が国が	協力するものであると考えるが、省移行により、テロ特措法やイラク特措法に基づく活動に対する基本的な考えは変わるのか。 8 我が国の平和と安全を守るために、「領域警備」を法制化することをどう考えるか。 9 国際平和協力について、自衛隊とは別の組織を設けることは是非をどう考えるか。 10 国連決議に基づいて行われる国連平和維持活動等の活動は、「国権の発動」に当たると考えるのか。 11 国連決議に基づく活動に、武力の行使が含まれる場合、当該活動は、憲法第九条が禁ずる「国権の発動」に該当するのか。 12 海外における活動は、現在、軍事とNGOとのシームレス活動の必要性が増しており、そこに焦点を置くことすれば、我が国の安全に支障が出ない範囲内で、しかも、しっかりとした原理原則を定めるべきだと考えるが、今後、どのような方針で臨むのか。	〔別紙〕 衆議院議員笹木竜三君提出防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書 一の1について 防衛庁のままでは、その所掌する法令の制定や重要な活動に関する閣議決議や財務大臣への予算要求を防衛庁長官が直接行うことができない。また、「庁(Agency)」であることで諸外国の国防を担当する行政機関と対等ではないと対外的に誤解が生ずる場合がある。 防衛庁を省に移行することで、国の防衛に専任する主任の大臣が置かれることとなり、その結果、このような閣議決議や予算要求を直接行うことができ、様々な緊急事態により迅速に対応することが可能となり、我が国の危機管理態勢がより充実し、強化される。また、諸外国の国防を担当する行政組織と対等な「省(Ministry)」という位置付けになることでそのような誤解を招くこともなくなる。さらに、我が国の防衛と国際社会の平和の実現に取り組む我が国の姿勢がより明確になるものと考えている。 一の2及び3について 我が国においては、行政機関を省とするか庁とするかは、その行政機関が担う任務の性格等によるものと考えられるところ、防衛庁がこれまで庁とされてきたのは、その任務の性格が主
---	--	---	--

として防衛力整備や人事といった自衛隊の管理にあると考えられていたことが、その主な理由であると考えられ、自衛隊の憲法上の位置付けによるものではない。したがって、防衛庁の省移行によって、お尋ねのような憲法上の問題が生じることはない。

一の4について

防衛庁の省移行に伴い、国の防衛に関する事務を分担管理する主任の大臣は防衛大臣となることから、主任の大臣としての指揮監督は、内閣総理大臣ではなく防衛大臣が行うこととなる。また、防衛大臣は閣議議決や財務大臣への予算要求を自ら行うこととなる。

一方、自衛隊の最高の指揮監督権（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七条）や防衛出動の下令（同法第七十六條等の内閣の首長としての内閣総理大臣の権限は、現行のまま変更しないこととしており、シビリアン・コントロールの基本的な枠組みに変更はない。

一の5について
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）上、内閣府の所掌事務のうち防衛庁の所掌事務は、内閣府の長たる内閣総理大臣を主任の大臣とする分担管理事務の一つと整理されており、行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整権限の対象となる事務とはされていない。したがって、防衛庁の省移行により、内閣府の総合調整権限についての位置付けの変更は

ない。

一の6について

内閣の首長としての内閣総理大臣については、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」という内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条にいう内閣総理大臣であり、具体的には、自衛隊の最高の指揮監督権を有する内閣総理大臣（自衛隊法第七条）のほか、防衛出動（同法第七十六條）、治安出動（同法第七十八條及び第八十一条）及び自衛隊の施設等の警護出動（同法第八十一条の二）の下令、海上における警備行動の承認（同法第八十二条）等を行う内閣総理大臣がこれに当たる。

また、内閣府の長としての内閣総理大臣については、防衛庁の所掌事務を分担管理する主任の大臣と解釈される内閣総理大臣であり、具体的には、防衛出動下令前の行動関連措置としての物品の提供（同法第七十七條の三）、後方地域支援としての物品の提供（同法第百條の九）、訓練のための漁船の操業の制限又は禁止（同法第百五條）等を行う内閣総理大臣がこれに当たる。

一の7について

現行自衛隊法第八条は、内閣府の長としての内閣総理大臣の防衛庁長官に対する指揮監督権を確立的に規定したものである。この規定は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（以下

「本法案という。」において、防衛大臣が国の防衛に関する主任の大臣となることに伴い、「防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、隊務を統括する。」と改正することとしているところであり、また、自衛隊の最高指揮監督権等自衛隊法の定める内閣の首長としての内閣総理大臣の権限については現行のまま変更しないことから、シビリアン・コントロールの基本的枠組みに変更はない。

一の8について

我が国の安全保障や危機管理については、内閣の統轄の下で、関係する各府省の長がそれぞれ分担管理している行政事務を行うとともに、内閣官房の主任の大臣である内閣総理大臣が、必要に応じ、これらに関する事務について、法律の規定に基づき、総合調整等を行うこととされている。

この枠組みは、防衛庁の省移行によって変更されることはない。

一の9について

現行自衛隊法第八十條第一項において、海上保安庁を「その統制下」に入れる権限を有する「内閣総理大臣」については、国土交通大臣の指揮監督下にある海上保安庁の統制の権限を与え、という事柄の性質及びその重要性にかんがみれば、内閣の首長としての内閣総理大臣と解される一方、「その統制下」の「その」が意味する内閣総理大臣については、海上保安庁の統制の権

限を与えられた内閣府の長としての内閣総理大臣と解される。

本法案においては、これを踏まえ、内閣の首長としての内閣総理大臣の権限は変更せず、内閣府の長としての内閣総理大臣の権限は新たな主任の大臣である防衛大臣に移行させるため、同項中「その統制下」とあるのを「防衛大臣の統制下」と改正するものであり、問題はない。

一の10について

今般の北朝鮮による核実験実施の発表に関する防衛庁・自衛隊の対応については、危機管理上特段の問題があったとは認識していない。なお、防衛庁の省移行により、様々な緊急事態により迅速に対応することが可能となり、我が国の危機管理能力がより強化されると考えている。

一の11について

防衛庁の省移行により、現在、内閣官房に置かれていた国務大臣秘書官一名を防衛省に置くこととなるため、その定員については、内閣官房から防衛省に振り替えられる。また、省移行によって、自衛隊の装備に変更はなく、予算についても、内閣府から防衛省に所管その他の所要の移し替えを行うほかは、変更はない。

防衛施設庁の廃止及びその機能の本省への統合に当たっては、業務の合理化、効率化等を図るとの観点から、防衛省の事務官等の定員を全体で百十五名純減するとの内容で、防衛庁より

平成十九年度概算要求を行い、現在、政府部内で調整及び検討をしているところである。また、その統廃合により、自衛隊の装備については変更はなく、予算については外局である防衛施設庁の予算が防衛本省の予算に統合されることとなる。

一の12について

防衛庁の省移行により、防衛参事官の設置趣旨に変更は生じない。

一の13について

防衛庁の省移行によって、現在の「政治任用職」を変更することは考えていない。

なお、防衛庁の省移行に当たっては、自衛隊に係る法律、予算等が国会の民主的コントロールの下に置かれること、文民たる内閣総理大臣が内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を保有し、文民たる防衛庁長官(省移行後は防衛大臣)が自衛隊の隊務を統括していること、内閣に国防に関する重要事項等を審議する安全保障会議が置かれていることなど、シビリアン・コントロールの基本的枠組みは変更しないこととしており、シビリアン・コントロールは引き続き厳格に確保される。

一の14について

自衛隊による国民保護等派遣を行う場合には、防衛庁長官の命令に関して内閣総理大臣の承認を得ることが必要とされている(自衛隊法第七十七条の四)ところ、防衛庁の省移行によ

り、その承認を得る手続が効率化され、自衛隊がより迅速に対応できることとなるものと考え

一の15について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)等については、国会での御審議の上成立した法律であり、その内容にシビリアン・コントロールの観点から問題があるとは考えていない。

また、政府として、その審議の場合などにおいて、国会に対し十分に御理解いただけるよう、これまでもできる限りの説明をしてきたところであり、防衛庁が省に移行しても、政府が国会に対して説明責任を果たすべく、引き続き努力するのは当然のことと考えている。

一の16について

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成八年条約第四号)との関係で、防衛庁の省移行後に何らかの新法を制定すること

が、現時点において具体的に検討されているわけではない。

二の1について

御指摘の「防衛施設庁の入札談合事件」については、防衛施設庁長官を委員長とする防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会及び防衛庁副長官を委員長とする防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会を設けた。同検討会においては、建設工事の入札手続、職員の再就職、人事管理、組織、所管公益法人との関係の在り方等の各分野における抜本的な再発防止策を取りまとめ、これにより同種事案の再発防止を図ることとしているところである。本事案についての処分としては、八十四名の関係者について懲戒処分等を実施した。

御指摘の「薬物事案」については、平成十七年七月以降、自衛隊において大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)違反等の事案が続発したことを受けて、防衛庁副長官を議長とする薬物問題対策検討会を設けた。同検討会において、服務指導及び教育の一層の徹底、入隊後における薬物検査の導入、各種相談、通報窓口の整備などの再発防止策を取りまとめ、これにより同種事案の再発防止を図ることとしているところである。平成十七年七月以降の本事案についての処分としては、平成十八年十月二十七日時点においては、二十二名の関係者につ

いて懲戒処分等を実施した。

御指摘の「インターネットを通じた情報流出事案」については、防衛庁において発生した一連の情報流出を受けて、緊急の対策として、職務上使用したことのある私有パソコンからのファイル共有ソフトの削除、私有パソコンからの秘密の情報及び必要のないデータの削除並びに私有パソコンによる秘密の情報の取扱いの禁止を防衛庁の全機関に指示するとともに、流出した情報について早急にその内容の変更を図る等の措置を講じた。また、防衛庁長官政務官を委員長とする秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会を設け、情報セキュリティ、秘密保全及び懲戒処分の観点からの再発防止策を取りまとめるとともに、現在、再発防止策の実施を監督するため防衛庁長官政務官を委員長とする秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る対策実施委員会を設け、これにより同種事案の再発防止を図ることとしているところである。平成十八年十月二十七日までに報道がなされた海上自衛隊の護衛艦「あさゆき」の秘密情報流出事案をはじめとする情報流出事案の処分としては、五十二名の関係者の懲戒処分等を実施した。なお、報道がなされていない情報流出事案については、流出した資料の検索、閲覧等を誘発し、情報漏えいの範囲を拡大させる可能性があることから、公表を行っていないところであり、その処分についてもお

答えを差し控えたい。

御指摘の「海外への無断渡航」については、海上自衛隊の隊員による無断海外渡航を受けて、防衛庁に勤務する全職員を対象とした海外渡航に関する実態調査等を実施した。現在、海外渡航承認申請に係る制度の改善及び周知徹底、懲戒処分等の基準の作成、保全教育の強化等の対応を検討しているところであり、再発防止に努める所存である。処分については、平成十七年一月以降の関係者を対象とし、七名を懲戒処分等としたほか、その他の処分については、平成十八年十月二十七日時点においては、検討中である。

御指摘の「陸上自衛隊第四戦車大隊における小銃等紛失事案」については、平成十八年九月八日、大分県玖珠駐屯地において、六四式小銃、九ミリ拳銃等の紛失を確認したことを受け、直ちに当該駐屯地所在の部隊や第四師団等により、当該駐屯地及びその関係先の捜索・調査を開始するとともに、警務隊による捜査を開始した。同月十一日、防衛庁長官の指示の下、陸上幕僚長から各部隊長等に対し、小火器等の管理要領についての再徹底を通達したところであり、武器管理の徹底により、再発防止に努める所存である。なお、本事案については、同年十月二十七日時点においては、捜索・調査及び捜査を継続中である。

御指摘の「機関砲誤射事案」については、発生

当日の平成十八年九月五日に海上幕僚監部監察官を委員長とする艦船事故調査委員会を設けた。同委員会においては、事故原因の調査等を行い、訓練作業において港内で砲に弾が装てんされた状態とならないよう措置を講じること及び発砲に係る点検時において砲に俯角をかけるなど砲を安全な方向に向ける措置を講じること等を要点とする事故防止策を取りまとめ、これにより同種事案の再発防止を図ることとしているところである。関係者の処分については、同年十月二十七日時点においては、検討中である。二の2について

国民の信頼を基盤として存在している自衛隊において、一連の事案が生じたことで、国民の信頼を大きく損ねたことは誠に遺憾である。防衛庁においては、全庁を挙げて再発防止に取り組んでおり、国民の信頼回復に努めるべく、誓いを新たに、職員一丸となつて厳格な規律の保持に努めているところである。

その一方で、自衛隊の活動は、国内外での災害対応や国際平和のための活動が増加するなど、防衛庁・自衛隊の役割は重要性を増しており、「省」と位置付ける必要があると考えている。

なお、防衛施設庁入札談合等事案については、二の1について述べたとおり抜本的な再発防止策を講じているほか、現在、防衛施設庁の廃止及びその機能の本省への統合を含む概算

要求を行うなど、一連の施策を速やかに実施しているところであり、省移行により、組織が肥大化することはない。

二の3について

防衛庁の省移行は、平成九年の行政改革会議最終報告において「政治の場で議論すべき課題である」とされて以後、政治の場で議論されてきたものであり、かかる議論の状況を踏まえ、本年六月九日に本法案を国会に提出したものである。

一方、防衛施設庁の廃止及びその機能の本省への統合については、現在同庁が行っている業務に係る所掌事務、組織及び定員の変更を伴う抜本的な組織改編となることから、平成十九年度概算要求を行い、来年の通常国会に関連法案を提出する必要がある。

三の1について

御指摘の「自衛隊の運用管理」の意味が必ずしも明らかではないが、自衛隊の指揮監督については、防衛庁の省移行に伴い、国の防衛に関する事務を分担管理する主任の大臣は防衛大臣となることから、主任の大臣としての指揮監督は、内閣総理大臣ではなく防衛大臣が行うこととなる。また、防衛大臣は、閣議請議や財務大臣への予算要求を自ら行うこととなる。

一方、自衛隊の最高の指揮監督権や防衛出動の下令等の内閣の首長としての内閣総理大臣の権限に変更はない。

三の2について

自衛隊員は、自衛隊法第五十三条に基づき、内閣府令で定めることにより、服務の宣誓をしなければならないとされており、その宣誓文は、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に關与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」である。したがって、本法案により、自衛隊の任務の位置付けが変更された場合においても、直ちに、宣誓文を変える必要があるとは考えていない。

三の3について

防衛庁としては、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定。以下「防衛計画の大綱」という。）に基づき、今後、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的かつ積極的に対応していくこととしているが、当該活動の実施に関し、自衛隊員の負担がどの程度のものになるのかについては、個々の活動の内容や情勢の変化等により異なるものであり、現時点で一概にお答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

三の4について

若年定年退職者給付金制度や自衛官に支給される手当については、防衛庁の省移行に伴って見直しをすることは想定していない。

四の1及び12について

国際平和協力活動(本法案第二条の規定による改正後の自衛隊法第三条第二項第二号に掲げる活動をいう。以下同じ。)については、防衛計画の大綱に示されているように、新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているとの認識の下、これに主体的かつ積極的に取り組み得るための体制整備の一環として、自衛隊の本来任務(自衛隊法第三条に規定する自衛隊の任務をいう。以下同じ。)と位置付けることが適切と考え、本法案を提出したところである。

このような措置と併せて、国際平和協力活動を行うに当たり、関係省庁、NGOやNPO等との協力を含め、現地での活動をより効果的かつ円滑に実施するための措置についても、状況に応じて適切に講じていく所存である。

四の2について

在外邦人等の輸送(自衛隊法第百条の八)は、海外における緊急事態に際して、国民の生命又は身体を安全を確保するための活動であり、また、機雷等の除去(同法第九十九条)は、我が国の領海内における航行の安全確保及び公海における我が国船舶の航行の安全を確保するための

活動であり、いずれも、国民の生命又は財産の保護を含めた公共の秩序の維持の観点から重要な活動と考えられる。

したがって、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務と位置付けることに併せ、これらの国民の安全に直結する在外邦人等の輸送等の活動も本来任務と位置付けることが適当と考えている。

四の3について

国際平和協力活動等(国際平和協力活動及び本法案第二条の規定による改正後の自衛隊法第三条第二項第一号に掲げる活動をいう。以下同じ。)については、本法案により、その任務の性格が変更されるものではない。

四の4について

防衛庁としては、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むため、これまでも国際平和協力活動に対応し得る装備品等の整備を行ってきたところであり、本法案により国際平和協力活動の自衛隊の任務における位置付けが変更されることを踏まえつつ、今後ともこうした施策を推進していく考えである。

四の5について

自衛隊が行う警戒監視活動については、本法案により、その実施する内容に変更があるわけではない。

四の6について

本法案においては、自衛隊の任務における国

際平和協力活動等の位置付けを見直し、本来任務として位置付ける一方、主たる任務である「防衛」との関係では、「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」において実施することとしている。

四の7について

御指摘の「テロ対策特措法やイラク特措法に基づく活動に対する基本的な考え」の意味が必ずしも明らかではないが、本法案により、これらの活動の性格や内容が変更されるものではない。

四の8について

御指摘の「領域警備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、武装工員等による不法活動や不審船事案が生じた場合において、より有効な対処ができるよう、平成十三年に自衛隊の施設等の警備出動(自衛隊法第八十一条の二)を創設する等の取組とともに、海上保安庁の武器使用権限及び海上における警備行動時の自衛隊の武器使用権限を強化する等の取組を行ったところであり、今後とも我が国の平和と安全を守り、公共の秩序を維持するための態勢に間隙を生じさせることのないよう、万全を期してまいりたい。

四の9について

国際平和協力活動については、停戦監視、軍艦への給油など軍事的な機能が重要な役割を担う任務がその中核的な部分を占めていることを

踏まえると、自衛隊が長年にわたって蓄積してきた技能、経験、組織的な機能を活用することが最も適切であるだけでなく、自衛隊とは別に自己完結性を備えた組織を整備することは、膨大な経費と時間を要し、適切ではないと考えている。

四の10について

お尋ねの「国権の発動が何を指すのか必ずしも明らかではないが、我が国が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づき国際連合平和維持活動等のために実施する業務は、国家の意思に基づいて行われるものである。

四の11について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、我が国としては、憲法の禁じる武力の行使をすることはできない。

平成十八年十月二十五日提出
質 問 第一一六号

朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問主意書

提出者 滝 実

朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問主意書

十月十二日の質問主意書に対して十月二十日内閣の答弁書を受領したが、これに関連して再度質問する。

一 答弁書に略称するKEDOの設立は、一九九四年の米朝核合意枠組みに基づくものであるから、これが無効となるような事態になれば、直ちにKEDOの事業は中止すべきであり、特に二〇〇二年十月に米政府は北朝鮮が核兵器プログラムを有していることを認めたことを発表し、これを受け十一月、KEDOは重油の供給を停止すること等を決定したのであるから、軽水炉プロジェクトについては北朝鮮の対応を見極めるとしてきたのは重油の供給停止と均衡を欠いている。それにも拘わらず軽水炉プロジェクトを続けたのは答弁書の記述のほかに事情があるとは思えないがどうか。

二 二〇〇三年に北朝鮮が核兵器の不拡散に関する条約を脱退したことにより軽水炉プロジェクトを停止したのにも拘わらず支援を続けた経費とは何か。

三 KEDOに対する拠出は日米韓同額のはずであるが、米国は二〇〇二年の重油供給停止以後は拠出金の支払いも停止しているのではないのか。日本が米国に同調しなかったのは何故か。

四 二〇〇六年五月、KEDOは北朝鮮に対して軽水炉プロジェクトに関連する金銭上の損失の支払いを求める決定をしたと答弁書にある。しかし、北朝鮮は米朝核合意枠組みの直後からこれに反する行動を取っていることを公表しているのにも拘わらず、KEDOが自身の判断でプロジェクトを進めてきたのであるから、金銭上

の損失の支払いを求める根拠が弱いのではないか。金銭上の支払いを求める根拠文書を明らかにしていただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一一六号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成十八年十月二十日内閣衆質一六五第七二号。以下「前回答弁書」という。)二から五までについてで答弁したとおり、二千二年十月、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)政府が、北朝鮮が濃縮ウランを利用した核兵器プログラムを有していることを認めたことを発表したことを受け、同年十一月、朝鮮半島エネルギー開発機構(以下「KEDO」という。)は、同年十二月から重油の供給を停止すること等を決定する一方、軽水炉プロジェクトは依然として国際社会が北朝鮮の核開発を阻止するための現実的な手段であるとの立場に立ち、北朝

鮮に対して核兵器プログラムを迅速に除去するよう求め、北朝鮮の対応を見極めることとしたものであり、この決定が均衡を欠いたものであったとは考えていない。

二について

我が国政府によるKEDOに対する任意の拠出は、KEDO事務局の運営に当たつて必要となる経費の支払に充てられた。また、前回答弁書一についてで答弁したとおり、我が国政府による贈与は、軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定(平成十一年条約第七号)第三条の規定に基づき、KEDOが国際協力銀行に対して支払う利子の総額に相当する額として支出したものである。

また、国際協力銀行による貸付けは、軽水炉プロジェクトの停止によつて必要となった軽水炉プロジェクトに係る資機材の保存及び保守等のための経費の支払のために使用されたと承知している。

三について

我が国、合衆国及び大韓民国は、千九百九十九年から二十三年までの間、KEDO事務局の運営に当たつて必要となる経費の支払に充てるため、毎年、KEDOに対して均等な額の任意の拠出を行った。二十四年以降については、我が国及び大韓民国はKEDOに対し、引き続き均等な額の任意の拠出を行い、KEDO理事会において合衆国に対し任意の拠出を求めている

が、合衆国は拠出を行っていない。二十三年十一月に軽水炉プロジェクトの停止を決定して以降は、北朝鮮の対応によつては軽水炉プロジェクトの再開もあり得たことから、軽水炉プロジェクトに係る資機材の保存及び保守等のため、また、本年五月に軽水炉プロジェクトの終了を決定して以降は、軽水炉プロジェクトの終了に伴う手続の処理等のため、KEDO事務局を運営していく必要があり、当該運営に当たつて必要となる経費の支払に充てるための我が国の拠出は適切な対応であつたと考えている。

四について

KEDOは、北朝鮮とKEDOとの間で締結された軽水炉プロジェクトの北朝鮮への供給に関する協定(以下「供給協定」という。)に従つて、軽水炉プロジェクトを実施してきた。これに対し、前回答弁書二から五までについてで答弁したとおり、北朝鮮は、黒鉛実験炉等の封印の撤去、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)から脱退した旨の宣言、核燃料棒の再処理を完了した旨の宣言、核兵器を製造した旨の発表等により、核開発をめぐる状況を悪化させ、供給協定第三条一において定められている義務を履行しなかった。かかる状況を受け、KEDOは、供給協定第十六条二の規定に従つて、北朝鮮に対して軽水炉プロジェクトに関連する金銭上の損失の支払を求める旨決定したものである。

平成十八年十月二十五日提出
質問 第一一七号

国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店に関する質問主意書

提出者 村井 宗明

国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店に関する質問主意書
富山県内を東西に横切る主要国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)にバキスタン人を中心とする約二百六十軒余りの外国人中古車販売業者が進出している。中古車販売店の多くは市街化調整区域内に立地し、プレハブ・コンテナを設置して営業を行っている。

近隣住民は、違法駐車、オイルの農地への流出や排出されるゴミなどの環境問題、多発する犯罪等々、不安な日々を過ごしており、一日も早く安心・安全に暮らせる街にしなければならぬ。

以上の状況に鑑み、次の質問をする。

一 中古車販売業者は、市街化調整区域内にプレハブ・コンテナを設置し事務所として使用している。その多くは電気・水道・ガス・電話を引き、また、トイレ・テレビ・パソコン・冷暖房器具などを設備し営業を行っている。

国土交通省は、平成十六年十二月十六日付で「コンテナを利用した建築物の取扱について」通

達を出しているが、あらためて、これは都市計画法を遵守されたものか見解を求める。

二 通常は平穩であるべき田園地帯に中古車販売店が立ち並び、朝の通勤ラッシュ時にはトラレーが路上で車の積み下ろしを行うため片側一車線が使用できず、交通渋滞を招いている状況であり、交通事故の危険も多分に含んでいる。地域住民が様々な不安を増幅させる環境の中で生活する姿は、安倍総理が提唱する「美しい国」創りに合致する姿なのか、見解を求める。

三 一方、伏木富山港は、日本海側の玄関で特定重要港湾の役割を担っており、ロシアへの中古車輸出額は五百億円余りにのぼり、富山県の貴重な財源ともなっている。また、中古車販売業者の中には日本人と結婚して在留資格を取得し子供も日本の学校に通うなど日本の生活にとけこんでいる。

こうした財源、人権両面から共存共栄をはかるべきとの意見もある。重要港湾付近には、遊休地もあり整備して中古車販売店を移転させることも一考に値すると思うが見解を求める。

四 この問題は、一地域の問題として条例などで片付くものではない。政府があるべき姿を示し、国土交通・農林水産・警察・法務など垣根を越えた特区的なものの考え方で対応すべきと考えが見解を求める。

内閣衆質一六五第一一七号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員村井宗明君提出国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員村井宗明君提出国道八号線バイパス沿い(富山市・射水市・高岡市)の市街化調整区域における外国人中古車販売店に関する質問に対する答弁書

一について

「コンテナを利用した建築物の取扱いについて(技術的助言)」(平成十六年十二月六日付付国住指第二千七百七十四号)においては、随時かつ任意に移動できないコンテナは、その形態及び使用の実態から、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に該当するものとしている。

また、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第七条第一項の市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)において一定の建築物の新築若しくは改築又は既存の建築物に係る一定の用途変更(以下「新築等」という。)を行う場合には、法第二十九条第一項又は第二項の開発許可(以下「開発許可」という。)

を受けた開発区域内においては法第四十二条第一項に基づき、開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては法第四十三条第一項に基づき、都道府県知事等の許可を受ける必要がある。

国土交通省においては、御指摘のプレハブ・コンテナが、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、それが建築物に該当するかどうか、また、該当する場合に、その新築等が法を遵守し、富山県知事、富山市長又は高岡市長の許可を受けて適正に行われたか否かについて、把握していない。

二について

法第七条第三項により市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区域内においては、一定の建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及び一定の建築物の新築等について、原則として都道府県知事等の許可に係らしめ、安全上、衛生上等の基準に加えて、開発区域の周辺の市街化を促進するおそれがないと認められること等の基準に適合するものに限って許可することとされている。

また、富山県警察では、御指摘の地域において、違法駐車取締りを始めたとして各種対策を講じていると承知している。

これらが適切に実施されることが、第百六十五回国会における内閣総理大臣所信表明演説にある「世界一安全な国、日本」の復活にも資す

るものであり、「美しい国」創りに合致すると考
える。

三について

お尋ねの中古車販売店の移転については、一
般的に申し上げれば、一義的には移転先となる
土地の所有者、中古車販売業者を始めとする関
係者間において協議される問題であると考えて
いる。

四について

お尋ねの「特区的なものの考え方」の趣旨が必
ずしも明らかではないが、御指摘の問題につい
ては、一義的には地域で対応すべきものと考え
ている。なお、地域において対応を図っていく
上で、何らかの制度上の手当てが求められる場
合には、必要に応じて、関係省庁間で連携し
つ検討を行ってまいりたい。

平成十八年十月二十五日提出
質 問 第 一 一 八 号

米海軍佐世保基地の弾薬補給所(前畑弾薬庫)
で発生した火災の対応措置に関する質問主
書

提出者 赤嶺 政賢

米海軍佐世保基地の弾薬補給所(前畑弾薬
庫)で発生した火災の対応措置に関する質
問主意書

十月二十一日の夕刻、米海軍佐世保基地の弾薬
補給所内の木工作業所で火災が発生し、鎮火まで

四時間半にわたり燃え続けた。同作業所は、弾薬
保管庫群とは五〇〇メートルの距離にあり、しか
も弾薬庫周辺は住宅地域が密集し、最も近い住宅
は七〇メートルしか離れていない。幸いにして延
焼、爆発はなかったものの、火災の状況如何に
よっては大事事になりかねない事故である。

佐世保市消防局は、火災発生と同時に米側に対
して、消防隊を待機するとともに、消火支援を申
し入れたところ、米側は「必要がない」として、自
力による消火を続けたとのことである。この米軍
当局の姿勢は、住民の生命と安全を軽視するもの
であり、極めて重大である。

佐世保市は、二〇〇四年七月二十八日、米原潜
ラホーヤ火災事故についても、米側からの通報は
なく、正式な連絡が八時間後にあったとして、米
軍当局に厳重な抗議をしているが、こうした教訓
が全く生かされていない。

地方自治体をはじめ基地周辺の住民から批判と
不安の声があがっている。

政府は、火災原因とその全容、米軍の消防活動
等の事実経緯を明らかにするとともに、今後の日
米間の通報体制、消防活動の相互協力などの対応
策を速やかに検討するように米側と協議すべきで
ある。

従って、以下の事項について質問する。

一 火災の原因と米軍当局の消火活動等の対応措
置について

1 火災はいつどのような状況下で発生したの

か、火災原因を含めて火災の全容を明らかに
されたい。

2 米軍当局は、二十一日一六時〇八分に出火
を覚知したと述べているが、約三〇〇メー
トル離れた対岸で目撃していた住民らは、一四
時三〇分頃には白煙が上がっているのを見た
と証言している。一四時三〇分頃には出火し
ていたというのが事実ではないのか。

3 火災が発生してから鎮火まで四時間半もか
かったのは何故か。

4 米軍当局が、佐世保市長と米国海軍佐世保
基地司令官との間で締結されている「消防相
互援助協定」に基づき、佐世保市消防局に対
して援助要請、火災通報をしなかったのはい
かなる理由によるのか。

5 佐世保市消防局が、同「消防相互援助協定」
に基づいて、数次にわたって消火活動の支援
を申し入れたのに、米側は「必要ない」として
断った理由は何か。

6 佐世保市消防局の消防活動の支援申入れに
対して米軍当局は、「延焼はない」と断ったと
いうが、炎上中であるにもかかわらず、米側
が、「延焼はない」との判断をした理由と根拠
は何か。

7 全焼した木工作業所と直近の弾薬庫の距離
は約六〇メートルであるとのことであるが事
実か、その弾薬庫はトンネル式弾薬庫のこと
か。

8 木工作業所の近くには航空機用の爆弾を加
工する作業施設が存在するという指摘がある
が事実か。この施設は、爆弾の加工・組み立
てを行う作業場なのか明らかにされたい。

9 佐世保市消防局が「消防相互援助協定」に基
づく消火活動ができなかったのは、佐世保弾
薬補給所が米軍の管理下であり、同協定第一
条「援助要請」の規定に示されているように、
基地周辺住民の生命と安全に関わる火災とい
う重大事故であっても日本側の消防支援につ
いては、米側の判断に委ねられており許可が
なければ、所要の消防活動ができないことにな
っているからだと思われるが、何故そのよう
な規定振りになったのか。

10 米軍基地内の火災等については、日本の消
防機関が速やかに消防・調査活動ができるよ
うに「消防相互援助協定」について見直すよう
に米側と協議すべきである。政府の見解を伺
いたい。

11 沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の
下で、日米地位協定の運用改善の一環とし
て、日米合同委員会において「在日米軍に関
わる事件・事故通報体制の整備」(平成九年
三月三十一日)について合意がなされ、そし
て「在日米軍に係る事件・事故発生時におけ
る通報手続」が策定されている。今回の火災
で、米側がこの手続に従って、外務省等の

日本側関係当局に通報しなかつた理由は何
か。

二 日米地位協定第三条一項と消防法の関係につ
いて

1 日米地位協定第三条一項と消防法はどのよ
うな関係にあるのか、改めて伺いたい。

2 日本の消防機関と米軍との間で「相互消防
援助協定」が締結されている施設を明らかに
されたい。
右質問する。

内閣衆質一六五第一一八号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出米海軍佐世保基地の
弾薬補給所(前畑弾薬庫)で発生した火災の対応
措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出米海軍佐世保基
地の弾薬補給所(前畑弾薬庫)で発生した火
災の対応措置に関する質問に対する答弁書
一 の1及び2について

お尋ねの火災は、長崎県佐世保市前畑町に所
在する佐世保弾薬補給所内に設置された木造一
部鉄骨造一部二階建ての木工場(延べ面積約八

百平方メートル)一棟が全焼したもので、出火
時刻及び出火原因については確認されていない
と承知している。

一の3について

佐世保市長がアメリカ合衆国(以下「合衆国」
という)軍隊の当局から説明を受けたところに
よると、火災現場である木工場の天井が崩落す
るおそれがあり内部に進入することができな
かつたこと等が、消火に時間を要した理由であ
ると承知している。

一の4から6までについて

佐世保市長が合衆国軍隊の当局から説明を受
けたところによると、火災現場である木工場は
弾薬庫への影響を与えない孤立した場所に設置
されていること等が、合衆国軍隊の当局が延焼
はないと判断し佐世保市消防局に対し援助要請
等を行わなかつた理由であると承知している。

一の7について

全焼した木工場と直近の弾薬庫との距離は、
小山を隔てて、約八十メートルであり、この弾
薬庫の構造は、れんが造一部木造平屋建てであ
る。

一の8について

お尋ねについては、合衆国軍隊の運用の詳細
にかかわる問題であり、承知していない。

一の9及び10並びに二の1について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定(昭和三十五年条約第七号)第三条1によ
り、合衆国側は、その施設・区域内において、
それらの設定、運営、警護及び管理のため必要
なすべての措置を執ることができることとされ
ていることから、合衆国側がその使用を許され
た施設・区域内においては、消防機関は、合衆
国側のかかる管理権を侵害する形で、消防法
(昭和二十三年法律第八十六号)に基づく活動
を行うことはできない。

合衆国軍隊の各施設・区域と消防機関は、こ
のことを前提とした上で、必要に応じ、相互の
出動要請方法、立入調査等に関する取決めに作
成してきているものと認識している。

一の11について

御指摘の火災については、平成九年三月三十
一日の在日米軍に係る事件・事故発生時におけ
る通報手続に関する日米合同委員会合意に基づ
き、合衆国側より我が国の当局に対して通報が
行われている。

二の2について

関係する情報を統一に取りまとめた既存の
資料等が存在せず、また、これについて新たに
調査を行うこととする場合、調査の実施及び結
果の取りまとめに要する作業が膨大なものとな
るため、お答えすることは困難である。

平成十八年十月二十五日提出
質問 第一一九号

「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問主意
書

提出者 江田 憲司

「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問主
意書

安倍政権は、「ホワイトハウス型官邸」を標榜し
て発足した。橋本政権当時、経済財政諮問会議の
創設や首相補佐官制度の拡充、内閣法改正による
首相の「基本方針発議権」の明確化等の「官邸機能
の強化」を立案した者として、首相補佐官枠五名
をはじめフル活用したこと等は率直に評価した
い。ただ、その人事面での運用、今後の方向性等
をめぐっては、各省大臣や既存の官邸スタッフと
の関係等との二重行政、非効率性等の問題も生じ
うるので、以下質問する。

一 首相補佐官の活用等官邸機能の強化について
は、「米国のような大統領制ならともかく、我
が国のような議院内閣制にはなじまない」との
考えがあるが、これに対する反論如何。

二 日本の行政機構の最大の問題点は各省庁割拠
による「縦割り行政」であり、本来、それを総合
調整すべき国家の司令塔たる官邸にも、必要な
組織や人員が十分整備されておらず、首相主導
の足かせになっていた。そこで、二〇〇一年ス
タートした中央省庁再編では「官邸機能の強化」
が図られ、経済財政諮問会議の設置や首相補佐

官の増員等で官邸の内実を埋め、首相がリーダーシップを発揮する場合の「知恵袋」とされた。安倍内閣も、同様の認識で「ホワイトハウス型官邸」をめざしていると考えてよい。

三 昨年成立した郵政民営化関連法は、所管の総務省ではなく内閣官房で作成され、内閣法第四条第二項に定める首相の「基本方針発議権」に基づき閣議に発議され、閣議決定されたと理解してよい。また、首相のリーダーシップを発揮するため、これまでの、閣議にかかる案件は事務次官会議の決定を経る必要があるという慣例、すなわちボトムアップ型の意思決定過程から、内閣の重要政策については「基本方針発議権」に基づくトップダウン型の意思決定過程を、安倍内閣としても踏襲していく決意はあるか。

四 各省庁大臣と首相補佐官との関係如何。二重行政、屋上屋との批判にどう反論するか。

五 より問題となるのは、既存の官邸ライン職員、特に事務の官房副長官、内政、外政、安全保障・危機管理担当の官房副長官補との関係と史料されるが、どう整理するのか。

六 「二重行政「屋上屋」との批判を封じるためには、首相補佐官の権限と責任を明確にする必要がある。

① そのためには、補佐官を単なるスタッフ扱いではなく、各種政策課題毎に置かれた戦略会議（経済財政諮問会議、安全保障会議、教

育再生会議等）の事務局長に任命、併任させることが考えられる。事務局長であれば、その下に官僚だけでなく外部人材を多数登用し、自前のスタッフを置くこともできる。そうしてはじめて、首相の意向、しかも微妙なニュアンスまでくみ取って会議を切り盛りしていくことができるのである。山谷えり子補佐官は教育再生会議の事務局長に就任したが、こうした考えに基づくものか。同様に、小池百合子補佐官を安全保障会議の、根本匠補佐官を経済財政諮問会議の、それぞれの事務局長に任命する考えはあるか。

② 伝えられるところによると、首相補佐官の権限を強化する方向で法改正を検討することだが、その具体的な内容如何。

七 以上に加えて、安倍内閣として、首相のリーダーシップの強化、官邸機能の強化について、独自に検討している課題はあるか。あればその内容如何。右質問する。

内閣衆質一六五第一一九号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員江田憲司君提出「ホワイトハウスの官邸」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「考え」については、その趣旨が必ずしも明らかでないが、世界のグローバル化が進む中で、時代の変化に迅速かつ的確に対応した政策決定を行うためには、大統領制のみならず議院内閣制においても政治のリーダーシップの下で政策決定を行うことが不可欠であり、内閣総理大臣補佐官の活用を始め内閣総理大臣を支えるスタッフを一層充実させることにより、内閣総理大臣官邸の機能（以下「官邸機能」という。）の強化を図ることが重要であると考えている。

二について

政府としては、中央省庁等改革基本法（平成十年法律第三十三号）第四条に定める中央省庁等改革の基本方針の趣旨も踏まえ、更なる官邸機能の強化に取り組んでいるところである。

三について

郵政民営化関連六法案については、内閣官房においてこれを作成し、内閣総理大臣が、総務大臣及び財務大臣と共同で、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第四条第三項に基づき閣議を求めたものである。

また、内閣総理大臣がリーダーシップを発揮するためには、時代の変化に迅速かつ的確に対応した政策決定を行うことができるよう官邸機能の強化を図ることが重要であると考えている。

能の強化を図ることが重要であると考えている。四及び五について

内閣総理大臣補佐官の職務は、内閣法第十九条第二項に規定するように、内閣総理大臣に対する補佐的なものであり、御指摘のような批判は当たらないと考える。

六の①について

山谷内閣総理大臣補佐官は、教育再生を担当していることから教育再生会議の事務局長となつており、今後とも、内閣総理大臣補佐官についても、今後とも、それぞれの担当に応じた形で活用を図っていく考えである。

六の②及び七について

内閣総理大臣補佐官を含めた官邸機能の在り方等については、現在行っている取組の状況も踏まえた上で、今後検討していく必要があるものと考えている。

平成十八年十月二十五日提出
質問 第一二〇号

北朝鮮の核実験に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

北朝鮮の核実験に関する質問主意書

北朝鮮による核実験をめぐる諸状況について、以下質問する。

一 今回の北朝鮮による核実験の意図は何である

と政府は考えるか。単なる「外交カード」、いつもの「瀬戸際外交」なのか。それとも「核保有こそが現体制を守る唯一の手段」という周到な国家生き残り戦略、安全保障戦略の中から出てきたものなのか。

二 今回の核実験は成功したのか失敗したのか。政府の見解如何。

三 再度の核実験の可能性について、政府はどのように認識しているのか。

四 北朝鮮は「核保有国」なのか、未だそうではないのか。政府の見解如何。

五 北朝鮮による核開発は、いつの時点から開始されたと政府は認識しているのか。

六 中国は先頃、唐家璇國務委員を米国に派遣したが、そこで話し合われた会談の内容如何。米国または中国からどういう説明を受けているのか。

七 中国の唐家璇國務委員は先頃訪朝し、金正日総書記と会談したが、総書記による核実験への謝罪、再度の核実験の保留、米国による金融制裁の緩和または解除、六者協議への復帰等の点を含む会談の内容について、中国側からどういう説明を受けているのか。

八 北朝鮮に対する中国の政治的、経済的影響力を、政府はどう認識しているか。一説によれば「中国が本気で制裁すれば一週間で北朝鮮は崩壊する」ともいわれているが、その真偽如何。

九 最悪の事態を想定して「備えあれば憂いなし」とするのが危機管理の要諦と考えるが、政府は、今後、状況によっては北朝鮮による暴発はあり得ると考え、そうした事態を想定して検討を進めているのか、あるいは一〇〇%ないと考え想定していないのか。「暴発」とは、核の使用、ミサイルの発射等による他国への武力行使、あるいは生物化学兵器等によるテロ等をいう。

十 結局、北朝鮮の核実験を止めることができなかった「六者協議」の枠組みを、政府はどう評価しているか。北朝鮮にとっては単なる核開発のための「時間稼ぎ機関」ではなかったのか。その有用性についても問う。

十一 小泉首相は、ブッシュ大統領との会談で、一時、米朝直接(二国間)協議を強く働きかけたと報道されているが事実か。また、今後、政府として米朝直接協議を米国に促していく考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一六五第一二〇号
平成十八年十一月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員 江田憲司君提出北朝鮮の核実験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出北朝鮮の核実験に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、一概にお答えすることは困難である。

二について

我が国がこれまで収集した情報とその分析及び米国や韓国の分析等を我が国独自で慎重に検討・分析した結果、北朝鮮が核実験を行った蓋然性が極めて高いものと判断している。

三について

お尋ねについては、関連情報の収集及び分析に努めているところであるが、これらの情報の詳細を明らかにすることは、我が国の情報の収集及び分析能力を明らかにすることになることから、お答えすることは差し控えたい。

四及び五について

お尋ねについては、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、断定的なことは申し上げられないが、一連の北朝鮮の言動を考えると、以前から、核兵器計画が相当に進んでいる可能性を排除することはできないと認識している。

六について

平成十八年十月十二日、ブッシュ米国大統領及び唐家璇中国國務委員が会談し、北朝鮮の核

問題等について意見交換したこと、並びに、唐國務委員が同日、ライス米国國務長官及びハドレー米国大統領国家安全保障補佐官とも同問題について意見交換を行ったことを米中双方が明らかにしていると承知している。

米国政府及び中国政府との関係もあり、両政府からどのような説明を受けたかについては、お答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねについては、中国政府との関係もあり、同政府からどのような説明を受けたかについては、お答えすることは差し控えたい。

八について

外務省としては、中国は、北朝鮮に対し、従来より食糧やエネルギーといった分野を中心に、一定規模の支援を行ってきたこと、一定の影響力を有しているものと認識している。

九について

政府としては、いかなる緊急事態にも対処し得るよう必要な備えをするために、その対処の在り方について、不断の検討を行っている。

十について

政府としては、核問題の平和的・外交的な解決に当たっては、現時点では、六者会合が最も現実的な枠組みと考えている。

十一について

我が国と米国との間の協議の詳細な内容については、米国との関係もあり、お答えすること

は差し控えたい。また、今後、政府として米国に対し北朝鮮との協議を促すか否かについては、北朝鮮をめぐる諸問題の解決に向けた我が国の取組に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成十八年十月二十五日提出
質問 第一二二一号

竹島への日本国民の渡航に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島への日本国民の渡航に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第三号)を踏まえ再質問する。

一 北方領土への日本国民の入域についてはどのような制約があるか。

二 北方領土への日本国民の入域について閣議了解が存在するか。存在するならばその内容を明らかにされたい。

三 竹島への日本国民の入域についてはどのような制約があるか。

四 竹島への日本国民の入域について閣議了解が存在するか。存在するならばその内容を明らかにされたい。

五 共に我が国固有の領土である北方領土と竹島への日本国民の入域問題について政府が異なつ

た対応をとっているとするならば、その真意を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六五第一二二号
平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、閣議了解において、我が国国民の北方領土への入域は、日露間の枠組みの下での墓参、四島交流及び自由訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきている。

三及び四について

お尋ねの閣議了解は存在しないが、政府としては、我が国国民が大韓民国の出入国手続に従って、同国が不法占拠を続けている竹島に入域することは好ましくないとの立場から、そのような入域を行わないよう、国民の理解と協力を要請してきている。

五について

政府としては、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえた対応をとっている。

平成十八年十月二十六日提出
質問 第一二二二号

対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問主意書

一 二〇〇六年十月二十六日付朝日新聞朝刊は、

「ロシアのプーチン大統領は二十五日、テレビの生放送に出演、約三時間にわたって国民からの質問に答えた。北朝鮮の核実験については『北朝鮮を追い込むべきではない』と述べ、各国に寛大な対応を求めた。

市民からの質問に対し、プーチン大統領は『核実験はまったく許されない』との見方を改めて示した。一方で『緊張を高める以外方法がないような袋小路に相手を追い込む必要はない』と、米国を念頭に批判。『安全保障と平和目的の核開発が保証されれば、北朝鮮に六者協議復帰の用意があると聞いている』と述べた。

と報道しているが、右報道を外務省は承知しているか。

二 二〇〇六年十月二十五日、テレビの生放送で北朝鮮問題について述べたプーチン露大統領発言(以下、「プーチン発言」という。)の内容を明らかにされたい。

三 「プーチン発言」に関する公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

四 「プーチン発言」に対する政府の評価を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六五第一二二号
平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出対北朝鮮政策についてのプーチン露大統領の発言に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記事については、外務省として承知している。

二について

お尋ねのプーチン・ロシア連邦大統領(以下「プーチン大統領」という。)が行った「発言」については、その速記録がロシア連邦大統領公式

ホームページに掲載されており、この「発言」のうち、北朝鮮問題に関する部分の日本語訳は次のとおりである。

「あなたの懸念を理解するし、完全に分かち合っている。あなたは、実験直後の我々の反応を恐らく聞いたものと思う。我々はこれらの行為は容認できないと考える。それは単にこれが我々と北朝鮮との、朝鮮民主主義人民共和国（原文のまま）との関係を損なうからというのみでも、実験がロシア国境からわずか百七十七キロメートルという至近で行われたからというのみでもない。風向きが我々の領土ではなく、海へ向かって吹いていたのは良かった。我々は環境状態を極めて綿密に監視してきたし、監視していく。そして我々にはそのための十分な手段、監視のための自国の手段がある。」

しかし、当然、我々は同時になぜこれが起きたのかを理解しなければならない。理由の一つは、すべての交渉当事者が交渉を行うに当たってしかるべきトーンを見いだし得たわけではないということであると考える。状況を袋小路に追い込むことは、いかなるときにも不要である。事態を緊張させる以外に実質的に出口がないような状況にいずれかの合意当事者を置くことは全く不要である。現状からの出口は、六者会合に復帰することにある。六者とは、ロシアや中華人民共和国、そしてアメリカ合衆国を含むその他の国々、そしてもちろん朝鮮民主主義人民共和国（原文のまま）である。我々は現在、

同国（原文のまま）からは、自国（原文のまま）の安全と平和目的の原子力開発という国益（原文のまま）が保障されるなら交渉プロセスに戻る用意があるというシグナルが送られていると聞いている。このプロセスのすべての交渉参加者の善意があれば、出口は見いだされ得ると考える。」

三について

御指摘の公電は、平成十八年十月二十五日午後八時五十八分に外務本省において受信した。

四について

御指摘のプーチン大統領の「発言」の趣旨は、北朝鮮による核実験は許容できず、北朝鮮は六者会合を早期に復帰すべきであるとの姿勢を示したものであると理解している。

平成十八年十月二十六日提出
質問 第一 二 三 号

在カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問主意書

一 平成十八年十月一日現在、在カンボジア王国日本国大使館（以下「大使館」という。）の館員数は何名か。
二 「大使館」館員の内、住居手当が支給されているのは何名か。

三 「大使館」館員の住居手当の限度額について、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第七十九号）別表第二の号別の適用者数を明らかにされたい。その際、当該号の支給限度額が邦貨換算でいくらになるかも明らかにされたい。

四 外務省が把握する直近のデータで、カンボジア王国における一人当たりの国民所得は邦貨換算で月額いくらになるか。

五 外務省が把握する直近のデータで、カンボジア王国における一人当たりの最低生活必要経費はいくらか。

六 外務省が把握する直近のデータで、プノンペンにおける住宅賃借料の一平方メートルあたりの平均価格は邦貨換算でいくらになるか。

七 「大使館」館員の住居手当の限度額を外務省はどのようなデータに基づき算定しているか。

八 三の住居手当の支給限度額は社会通念上妥当と考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六五第一二三号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出在カンボジア王国日本国大使館員の住居手当に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成十八年十月一日現在の在カンボジア日本国大使館（以下「大使館」という。）における在外職員は二十名であり、このうち住居手当が支給されている者は十八名である。

三について

平成十八年十月一日現在の大使館における、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第七十九号）別表第二の号別の適用者数は、一号が一名、二号が二名、三号が三名、四号が八名及び五号が四名であり、各号の限度額の邦貨換算額は、一号が七十万六千九百五十九円、二号が六十万二千二百八十六円、三号が五十二万三千六百九十八円、四号が四十七万三千三百六円及び五号が四十一万八千九百十四円である。

四について

世界銀行の世界開発指標データベースから算出した二千五年におけるカンボジア王国の一人当たりの国民総所得は、月額約三十二米ドルである。これを国際通貨基金の国際財政統計に基づく同年の円ドル平均レートを使用して円に換算すると、約三千五百二十七円である。

五及び六について

外務省として把握しておらず、お答えすることとは困難である。

七及び八について

大使館における住居手当の各年度の限度額は、在外職員の家賃額と住居手当の限度額とを比較し、主要国の外交官等の住居の家賃額等の事情も勘案して定められており、妥当な額であると考えている。

平成十八年十月二十六日提出
質問 第一二四号

外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問主意書

一 過去に外務省は、報道内容が同省の利害に合致しないことを理由に当該報道を行った霞クラブに所属する記者の取材を拒否するいわゆる「出入り禁止」を行ったことがあるか。

二 二〇〇六年十月二十五日発行の夕刊フジは、同年同月十四日にテレビ朝日が行った「ドスパ！国民は怒っているぞ！血税バラまき真相スベシャル3」の報道内容に関連し、

「こうした中、今回の番組でとばっちりを受けたのがテレ朝の外務省担当記者。麻生外相や谷内正太郎事務次官などへの取材からは締め出

されているというのだ。

外務省側は引き続きテレ朝に謝罪を求めている。バトルはしばらく尾を引きそうだ。」と報じているが、右報道を外務省は承知しているか。

三 外務大臣、外務事務次官がテレビ朝日の取材を拒否したという事実があるか。

四 三の事実があるならば、取材を拒否する法令上の根拠を明らかにされたい。

五 霞クラブに所属する記者の取材を外務省が拒否することは国民の知る権利を侵害する可能性があると思料されるところ、かかる外務省の対応が適切であるか否かについて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第一二四号

平成十八年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による報道関係者に対するいわゆる「出入り禁止」に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において調査した範囲では、「同省の

利害に合致しないこと」を理由に取材を拒否したとの事実は確認されなかった。

二について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

三から五までについて

御指摘の番組の放送後も、外務大臣及び外務事務次官等による記者会見は、テレビ朝日を含む外務省記者クラブに所属する報道機関等に対して開かれており、取材を拒否したとの事実はない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円